

平成 27 年 9 月 18 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）	10 番（井上正清君）
11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）	

2、 欠席議員

8 番（山崎勝義君）

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（須浪宏和）	税 務 課 長（笹山恵子）
福 祉 課 長（川田順也）	健康増進課長（三木俊明）
住民環境課長（石床勝則）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（高橋幸光）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（椎木 孝）
病院事務長（奥村 忠）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

議事日程 第 2 号

別紙のとおり

平成27年9月土庄町議会定例会
議事日程（第2号）

（平成27年9月16日招集）

平成27年9月18日（金曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第1号 平成27年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第2号 平成27年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第3号 平成27年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第4号 平成27年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第5号 平成27年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第6号 平成27年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第7号 平成27年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第8号 平成27年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 10 議案第9号 平成27年度土庄町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 11 議案第12号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 12 議案第13号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第14号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第15号 土庄町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第16号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第17号 消防団車載型無線装置及び携帯型無線装置の購入について
- 第 17 議案第18号 工事請負契約の締結について
- 第 18 議案第19号 工事請負契約の変更について
- 第 19 議員の派遣について
- 第 20 閉会中の継続調査申出について
- 第 21 一般質問

開議

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱中幸三君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長等の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任副委員長 岡本経治君。

○総務建設常任副委員長（岡本経治君）

おはようございます。

議案第 1 号 平成 27 年度一般会計補正予算の所管部分と議案第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号の特別会計補正予算、議案第 9 号の事業会計補正予算、議案第 12 号の辺地に係る計画の変更、議案第 13、14 号の条例関係、議案第 17 号の財産の取得関係、議案第 18 号の工事請負契約の締結について当委員会に付託されました。

この案件について、9 月 16 日に委員会を開催し、審議いたしましたので、その結果について順次主なものについてご報告申し上げます。

企画課所管部分について、17 ページ、人事給与事務費 30 万円は、地方創生等に係る県外旅費です。移住交流推進事業 250 万円は、移住促進事業交付金 10 名分、空き家改修費補助金 3 件分です。ふるさと納税推進事業 430 万 9 千円は、収納額増加に伴うふるさと納税贈答品及びウェブサイト運營業務委託料です。

24 ページ、7 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費 1 億 1028 万 7 千円は、次世代産業育成モデル事業実施に係る事務費及び委託料です。8 月 28 日開催の当委員会において説明がありましたが、この事業の目的は、「新たな産業育成による雇用の創出」であり、事業内容は、植物栽培システムの研究実証事業を実施し、企業誘致につなげることにより雇用の創出を図るというものです。

事業の枠組みは、香川県が地方創生先行型交付金の上乗せ交付分を活用して

「農・食・健産業育成モデル事業」を実施しようとしております。町は、町有施設の跡地を新たな産業育成の場として活用することにより、雇用の創出を図ろうとするものであり、県の事業目的とも整合性のあるものと説明がありました。

事業内容は、町有施設の跡地に香川県、研究機関、大学等と連携した植物工場を設置し、次世代栽培システムの研究・実証事業を実施するものです。研究機関としては、理化学研究所を想定しております。理化学研究所は、日本で唯一の自然科学の総合研究所として、広い分野で研究を進めています。理化学研究所と本事業の関連は、この事業は、香川県の大きな事業の枠組みの中の一事業であり、県が理化学研究所と事業内容を十分協議した上で事業計画を策定し、地方創生先行型交付金上乘せ交付金を申請しており、理化学研究所の進出を前提とした事業計画であります。

委員から、次世代産業育成モデル事業について、来年度以降の事業内容について質問があり、今年度整備予定である機器を使った研究・実証事業を継続していくことになると思われる。課題としては、実証事業のため、工場を稼働させて生産したものを販売していく事業者を誘致しなければならない。研究所等の研究は、少なくとも今年を入れて最低でも 5 年はかかると思われ、今後詳細な詰めをしていく予定だが、今年度を参考にすると年間約 8000 万円程度の事業費を想定しているとの回答がありました。

また、企業誘致について質問があり、町、県が一緒になって企業を誘致していかなければならないと思っている、企業誘致ができないことは想定していないとの回答がありました。

また、来年度以降の財源について質問があり、事業費の 2 分の 1 が国費、あとの残りは県と協議し、できるだけ町費負担を抑えたいとの回答がありました。

さらに、研究所等との契約内容について質問があり、町としては、財政面を考慮すると、単年度契約をベースに協議していきたいとの回答がありました。

委員からは、来年度以降の事業が見えてこない、また、県がやると言っているからできるというのは、不安であり、リスクが大きい。来年度以降も町費負担が少ないのであれば、反対することもないが、非常に厳しいと思う。植物工場をしているところの事例や事業内容等をよく調べた上で、町民に説明できるようにしてもらわないといけないなどの意見が出ました。

以上で質疑が終了し、2 名の委員から反対がありました。反対理由としては、説明を聞いた限りでは、かなりリスクが高い。今年はいいが 2 年目以降、町の負担がかなり出てくると思われる。県と連携した企業誘致も恐らく難しいのではないかと思われる。事業を成功させる上での成功・失敗事例等の調査説明が

なければ賛成できないとのことでした。採決に入り、委員 2 名の反対がありましたが、企画課所管部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務課所管部分について、17 ページ、合併 60 周年記念事業 50 万円は、NHK 公開番組の開催決定のため記念講演を取りやめるとともに、県の定住・交流促進事業費補助金 200 万円を太鼓まつり実行委員会へ助成するもの。管財事務費 258 万 9 千円は、旧小学校での非常用警報装置の移設や漏水修繕、電気設備の改修にかかる費用、役場庁舎 1 階に防犯カメラ 1 基を設置する費用です。自治振興助成事業 208 万 7 千円は、土庄港、大部港に防犯カメラ 2 基を設置する費用などです。29 ページ、非常備消防事務費 15 万 3 千円は、消防団員安全装備品整備等助成金を用いて、消防団 7 分団に LED 投光器を各 2 台、合計 14 台購入するものです。

107 ページの議案第 12 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について、簡易水道再編事業と旧北浦小学校校舎改修事業を計画に追加するため、甲生辺地ほか計 7 辺地で総合整備計画を変更するものです。

123 ページの議案第 13 号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、番号法の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を講ずるため改正するものです。

133 ページの議案第 17 号 消防団車載型無線装置及び携帯型無線装置の購入について、消防庁舎の建替え及び消防救急デジタル無線の整備に伴い、車載型無線装置 8 台、携帯型無線装置 21 台を購入するものです。

委員からは質問もなく、総務課所管部分の一般会計予算、総合整備計画の変更、条例、財産の購入については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

税務課所管部分について、17 ページ、賦課徴収事務費 633 万 2 千円は、過年度に係る税の還付金及び還付加算金です。内訳は、個人住民税の関係が 65 件で、本税が 541 万 3 千円、還付加算金が 7 千円です。これは国税の修正申告により住民税を還付するもの及び株式等の配当に対する住民税の過徴収にかかるものの還付です。また、法人町民税が 9 件、本税が 90 万 1 千円、還付加算金が 1 万 1 千円で、法人税の確定申告により、還付するとの説明がありました。

委員からは質問もなく、税務課所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

農林水産課所管部分について、21 ページ、農業委員会事務費は、農地台帳更新のための臨時職員の賃金とパソコンを購入からリースに変更し、補助事業の対象としたことによる増減です。23 ページ、農業集落排水事業 75 万 8 千円は、北山農業集落排水施設において 3 件の修繕のための特別会計への繰出金です。有害鳥獣被害防止対策事業 634 万 9 千円は、実施隊員の現地確認と捕獲個体処

理作業に対する報酬、防獣帯設置、ワイヤーメッシュ柵の資材支給及び鳥獣捕獲数の増加により 170 頭分の捕獲奨励です。中山間地域等直接支払推進事業 38 万 1 千円は、新規 2 地区の活動助成。オリーブ生産拡大総合支援事業 183 万 3 千円は、鳥獣進入防止柵の整備 1 件、採油機等の整備 1 件のための補助。町土地改良事業 542 万円は、肥土山銚子砂防ダムに設置された農業用取水管の取水口の改良工事のための修繕費。多面的機能支払交付金事業 27 万 2 千円は、新規に 2 地区が対象となり負担金の増額です。

24 ページ、2 項林業費 46 万 8 千円は、台風 11 号により被災した林道の路面復旧のため大鐸、大部両財産区特別会計への繰出金です。3 項水産業費 284 万 5 千円は、伊喜末地区護岸前面の消波ブロックを四海漁港防波堤へ移設するための経費等です。

34 ページ、農林水産業施設災害復旧費 1055 万 9 千円は、台風 11 号により被災された農地の災害査定設計委託料、同じく小規模被災した農道・水路、農林海岸の護岸の復旧費、同じく被災された見目漁港の護岸の応急工事による仮復旧費と海浜ゴミ処分費です。

65 ページ、議案第 5 号 土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算は、台風 11 号により被災した林道の路面復旧のための経費として 23 万 4 千円の補正です。

73 ページ、議案第 6 号 土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算は、脱水機、非常通報装置、水中攪拌ポンプ着脱装置の修繕のための経費として 75 万 8 千円の補正です。

127 ページ、議案第 14 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、鳥獣被害実施隊員が有害鳥獣捕獲の現地確認と捕獲個体処理作業に対する報酬について規定するため、本条例の一部を改正するものです。

委員からは、鳥獣被害対策においてワイヤーメッシュ柵の対象鳥獣がイノシシだけか、また、土庄町の補助要綱があるのかと質問があり、執行部からは、イノシシの他にシカ、サルなどを対象としているが、ワイヤーメッシュ先端を折り曲げるとか、上に電気柵を併設する場合もあるとのことでした。また、補助要綱については作成していると回答がありました。

以上の質疑を経て、農林水産課所管部分の一般会計、特別会計、条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設課所管部分について、26 ページから 29 ページにかけて、2 項道路橋りょう費 300 万円は、町道 5 か所の舗装修繕費。3 項河川費 6 万 4 千円は、田井地区の水路整備事業の用地購入費。4 項港湾費 88 万円は、土庄港港務所のガラス修繕です。5 項都市計画費は、財源内訳の変更です。6 項住宅費 182 万 2 千円は、

公営住宅及び改良住宅の修繕費です。

34 ページ、11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 1580 万円は、7 月の台風 11 号により被災した道路・河川等の復旧費です。

57 ページ、議案第 4 号 平成 27 年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算について、一般管理費 22 万 2 千円は、ターミナルビル浄化槽ブロワー取替及び歩道の屋根修繕と港務所前駐車場機械システムの再リース料であります。

委員からは質問もなく、建設課所管部分の一般会計予算、特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

水道課所管部分について、39 ページ、議案第 2 号 平成 27 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算は、歳入として繰越金 817 万 1 千円の増額及び消費税還付金 119 万円の減額、歳出として家浦及び唐櫃の老朽化施設修繕費として 447 万 8 千円の増額、甲生浄水場ガルフシール貯水池の修繕工事として 231 万 2 千円の増額、平成 27 年 4 月及び 5 月に借入れた長期債の支払利子として 19 万 1 千円の増額をするものです。

97 ページ、議案第 9 号 平成 27 年度土庄町水道事業会計補正予算は、歳入として消費税還付金 207 万 4 千円の増額、歳出として嘱託職員 1 名分の人件費 258 万円の増額、沖ノ島海底配水管布設替工事の工事費相当額 2800 万円の増額です。

135 ページ、議案第 18 号 工事請負契約の締結については、豊島簡易水道事業統合工事について平成 27 年 8 月 28 日に総合評価方式による制限付き一般競争入札を行い、3 億 8556 万円で株式会社フソウ四国支社支社長原川崇が落札したことによる契約の締結です。

委員から、工事請負契約の入札業者数、工事の工期について質問があり、執行部から業者数は 2 社、工期は平成 29 年 3 月 10 日までと回答がありました。以上で質疑が終了し、水道課所管部分の特別会計及び事業会計、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件の審議内容の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

それでは、教育民生の方から報告いたします。

議案第 1 号 平成 27 年度一般会計補正予算（第 2 号）の所管部分と議案第 3 号、7 号、8 号の特別会計補正予算、議案第 15 号、16 号の条例関係、議案第 19 号工事請負契約の変更について、当委員会に付託されました。

この案件について、9月16日に委員会を開催し審議いたしましたので、その結果を順次ご報告申し上げます。

まず、住民環境課。住民環境課所管部分について、18ページ、戸籍住民基本台帳費125万2千円は、臨時職員の期末手当の計上と社会保障・税番号制度の導入に伴うカードの住所変更等に対応するためのプリンター及びソフトの購入費用です。20ページ、し尿処理費42万円は、御影浄苑の職員が本年度をもって1名退職することから、引継ぎを兼ねた臨時職員の雇用に要する賃金です。32ページ、人権教育費8万8千円は、人権フェスタ準備のための協力スタッフの人件費です。

次に129ページ、議案第15号 土庄町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本条例の文言を特別措置法の内容に準じて改めたものであります。

次に、131ページ、議案第16号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を含めた改正です。

委員から、住基カードの廃止についての質問に、執行部から住基カードは個人番号カードの導入に伴い有効期限内のみの使用となり、来年1月からは再発行は行わないと答弁がありました。

委員1名より一般会計予算の一部について反対がありましたが、採決の結果、住民環境課所管部分の一般会計及び条例について、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、福祉課。福祉課所管部分について、18ページ、3款1項社会福祉費101万円は、臨時福祉給付金事業の前年度精算による国庫返還金、今年度の受付事務のための臨時職員の賃金、国民年金事務においてマイナンバー制度の対応のためのシステム改修費です。2項児童福祉費85万8千円は、子育て世帯臨時特別給付金事業の前年度精算による国庫返還金です。

20ページ、4款1項保健衛生費の公立病院再編整備事業は、本年度4月、起債の制度改正により、企業団直接の病院事業起債の借換えとすることによる町の負担金の減額です。

49ページ、議案第3号 平成27年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、前年度精算による国庫返還金です。

81ページ、議案第7号 平成27年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、被保険者の所得更正によって生じた介護保険料の還付と還付加算金及び前年度の事業確定に伴う国庫返還金です。

89 ページ、議案第 8 号 平成 27 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、所得更正による保険料の還付金及び還付加算金です。

委員から国民年金事務費の改修はマイナンバー制度に対応するものかとの質問があり、そうであると答弁がありました。

委員 1 名より一般会計予算の一部と後期高齢者医療事業特別会計について反対がありましたが、採決の結果、福祉課所管部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課。教育総務課所管部分について、28 ページ、2 項小学校費の豊島小中学校建設工事 1553 万 3 千円は、7 月 22 日に豊島地区の自治会、PTA 連絡協議会からの陳情があり、体育館横の男女兼用のトイレを男女別のトイレに全面改修するとともに、職員室や教室のシロアリ被害の対策のため、校舎の改修、生徒用靴箱・特別教室の収納棚・流し台のやり替え等を行うものです。また、土庄小学校と同じレベルにするため、テレビ・机・いす・書庫・保健室のベッドなどの備品を購入するものです。

30 ページ、3 項中学校費 484 万 7 千円は、体育の授業でも使用している土庄中学校武道場の畳の入れ替えを行います。4 項幼稚園費 796 万 8 千円は、土庄、湊崎、四海幼稚園の 3 園の耐震診断の費用です。

137 ページ、議案第 19 号 工事請負契約の変更については、2 項小学校費の補正予算で説明のあった追加工事に伴う変更契約です。

委員から、体育館横のトイレは、障害者用トイレになっていないのかとの質問に、執行部から、車いすが回転できるだけの広いスペースは取れないが、手すりを付けるなど対応は可能なので、今後学校と相談しながら考えていきたいと答弁がありました。

以上の質疑を経て、教育総務課所管部分の一般会計予算、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課。生涯学習課所管部分について、31 ページ、10 款教育費 5 項社会教育費のうち公民館運営事業 593 万 1 千円は、四海公民館への臨時職員配置に伴う賃金と、放課後子ども教室コーディネーター 4 名の賃金を県の指導により公民館費へ目の組み替えを行います。

33 ページの公民館維持管理費 68 万 6 千円は、中央公民館の雨漏り補修、アクティブ大鐸の浄化槽マンホール枠修繕のためです。旧北浦小学校校舎改修事業 573 万円は、北浦公民館移転に伴う旧北浦小学校校舎改修の実施設計委託料です。財源は辺地債を充てています。中央図書館維持管理費 64 万 5 千円は、空調機器修繕 59 万 5 千円、小豆島ライオンズクラブからの図書購入寄附金を財源とする図書購入費 5 万円です。大坂城残石記念公園維持管理費 13 万円は、シロ

アリにより腐食した屋外展示の修羅の腐食部分を撤去・修繕するためです。放課後子ども教室事業は、補助事業執行について県の指導を受け、これまで賃金として計上していたものを振り分け、公民館費へ組み替える部分の減額と、放課後子ども教室事業において謝金として計上し直す部分の増額です。

6項保健体育費の保健体育推進事業30万円は、元プロ野球選手を招いて野球教室を実施するため、小豆島町と合わせて補助を行うものです。体育施設維持管理費445万7千円は、旧土庄小学校体育館の屋上防水補修、高見山多目的グラウンド防球ネットの修繕、総合会館の空調設備の修繕及び高見山多目的グラウンドの法面不要木処分の委託料、野外活動センターの遊具等点検の委託料です。

委員から、四海公民館の臨時職員について地元との調整ができているのか、野外活動センターの遊具点検は管理継続の判断材料にするのかと質問があり、執行部から、地元関係者には事前に説明をして了解をいただいている、遊具点検は設置している遊具の利用時に事故が発生しないよう事前に保守点検を行おうとするものであるとの答弁がありました。

以上の質疑を経て、生涯学習課所管部分について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託された案件の審議内容の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱中幸三君）

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任副委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、総務建設常任副委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 9 号、議案第 12 号～議案第 19 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 2、議案第 1 号 平成 27 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

2015 年 9 月議会一般会計補正予算の反対討論を行います。

まず、17 ページ管財事務費 258 万 9 千円のうち庁舎内に防犯カメラを設置するための予算 30 万円についてですが、これに反対をいたします。聞こえますか。

反対理由を述べます。町は、税情報流出事件が起きたことを受けて、防犯強化のためという理由で、庁舎内にカメラを設置するための予算を提案していますが、これはまったくの筋違いであります。そもそも、税情報流出事件において、情報が外部に流出しやすい状況をつくったのは、三枝町長、あなた自身からです。三枝町長が、税務課職員に命令して、住民の税情報をプリントアウトさせ、さらに、これを町長自身が、庁舎外に持ち出し、庁舎外で監査委員に渡し、保管をさせた。そして、その後起きたのが税情報流出事件です。

そこで情報が流出したかどうかについては別にしても、少なくとも、個人情報情報をプリントアウトして庁舎外に持ち出すという行為は、情報を流出させる可能性が非常に高く、極めて危険な行為です。例え町長でも絶対にやってはいけない行為です。

しかし、町長はこれまで、庁舎外に情報を持ち出したことは認めても、そのことが悪いことだったという認識を示したことがありません。また、町当局の幹部は町長に対し、職員規定に従った罰則を課したこともありません。そのため、三枝町長には悪いことをしたという認識が完全に欠落しています。

よって、三枝町長なら、十分に同じことを繰り返す可能性があります。仮に

同じことを繰り返したと仮定して、庁舎内に何台カメラを設置しようが、事件の再発を防ぐことはできません。三枝町長と町長の鞆を監視するカメラを取り付けるなら、予算提案の理由としている情報流出問題と予算執行の対象となるカメラ設置との間には整合性が成り立ちますが、今、町がしようとしていることは、税情報流出事件の再発防止といいながら、事件の経緯を無視し、防犯強化という一般化された言葉を用いて、カメラの設置により事件の本質を覆い隠そうとしていることは明らかです。これでは到底、住民の理解は得られません。

また、個人情報を出された住民に対しては、怒りの火に油を注ぐこととなります。防犯カメラの設置で事件の収束を図ろうなどと、見え見えの姑息な手段をとるのではなく、してはならないことをしたのだという反省を町長自身が行うべきです。そして、住民に対し、心から謝罪をすることです。また、町当局幹部は、町民から業務を預かっている責任を真摯に受け止め、町長にそれ相応の処分を下すべきです。

現在、わが町は、町長ならばいつでも、どこでも、どんな情報でも、好き勝手自由に持ち出すことができるという恐ろしい前例が存在することになります。これは、法治国家日本国の自治体として、絶対に許されないことであるとともに、極めて恐ろしいことです。また、わが町の住民、出身者、関係者を深く傷つけています。未来永劫に禍根を残さないよう、今何をしなければならないのか、三枝氏、そして当局者はまじめに考えるべきです。その答えが防犯カメラの設置でないことは明白です。

次に、19 ページの社会保障・税番号制度システム整備事業、そして、同じページの国民年金事務費について反対討論を行います。この費用はマイナンバー制度を土庄町で実施するための予算となっております。マイナンバー制度は、大規模な個人情報の流出やプライベートな情報の国の一括した管理という非常に危険な要素を持っています。マイナンバー制度の実施に反対する立場から予算に反対をいたします。

次に、33 ページの人権フェスタにかかる費用の予算化に反対いたします。国は、同和問題の終結を宣言し、各自治体に対し、速やかに同和事業への予算化をやめるよう通達を出しています。このようなまともな通達に対しては、国の方針にしっかりと耳を傾けるべきだと強調いたします。

ページが戻りますが、25 ページをご覧ください。1 番下の段の次世代産業育成モデル事業について反対討論を行います。

反対の理由の 1 つ目は、住民に対し、何一つ説明が行われていないということです。5 年間で最大 2 億円もの土庄町の支出が出るかもしれない。ギャンブル性が高いこの事業に対し、予算を計上する段階にあたって、住民に何一つ知ら

されていない。これは重大な問題だと思います。

反対の理由 2 つ目は、理化学研究所の設置によって、企業の誘致が可能となると町は言っていますが、具体的なビジョンが何一つ示されていないことです。そして、この計画が国のひも付き交付金 1 億 1 千万円にただ飛びつきたいだけの政策にうかがえるということです。一昨日の総務建設常任委員会で三枝町長は、理化学研究所ができれば企業が誘致できる、雇用が生まれるとおっしゃっていました。しかし、理化学研究所ができることで、どんな企業が誘致しやすくなるのかということをお問われても、具体的な答えはなく、企業が誘致できると主張する根拠をお問われると、「県がそう言っているから」と、根拠どころか既に初めから他力本願の答弁を行っています。三枝町長は常に根拠をお問われると、「県が言っているから」と口癖のようにおっしゃいますが、それは根拠にはなりません。無責任な発言を繰り返すのはやめるべきです。

また担当課に質問をしても、課長によって答弁が常にくらぐ。国のひも付き交付金 1 億 1 千万円にこの議会で飛びつくことによって、これから 5 年間最大で、1 年間 4 千万円、5 年間で 2 億円もの支出が出ることを確定してしまうような、このような大きな予算を議決しようかという段階で、町長に何も戦略がないこと、また、当局者が明確な答弁ができない、こういった状況というのは、非常に危険だと私は考えます。もっと丁寧に審議を委員会で行うべきです。拙速な予算の採決はやめるべきです。委員会での慎重な審議を求める立場から、本予算に対して反対します。以上、反対討論を終わります。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君君）

10 番 井上正清君。

○10 番（井上正清君）

次世代育成モデル事業は、国の地方創生の地域のための新型交付金で、香川県、理化学研究所、静岡県とも連携が図られ、わが町の新たな産業育成による雇用の創出が見込まれます。よって賛成いたします。また、マイナンバー制度については、国の施策であり、戸籍、医療、健康、介護等と今後広がりが見込まれ、本人確認に非常に便利となる制度であり、賛成いたします。以上です。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君君）

9番 川本貴也君。

○9番 (川本貴也君)

議案書 25 ページ、次世代産業育成モデル事業について、この1点のみにつきまして、反対討論を行います。先に、福本議員からも発言のありましたとおり、今回のこの事業につきましては、スキームとしましては、国の方からの補助金を県を通じてわが町に降りてくるという形での、非常に以前わが町で実施しようとしたコールセンター事業によく似た形での事業だと考えております。また、今回については、1億1千万、これにつきましては、単年での補助事業でありまして、2年目以降さつきも説明がございましたけれども、委託料の発生に伴う補助が、国・県の方からも明らかに不透明であります。町長の方は、大丈夫と申しますけれども、何の根拠もございません。こういった中で、この委託料、企業誘致がなされない場合に、委託料を4年間町としては負担しなければなりません。これについては、町民の税金が投入される訳であります。このようなリスクの高い事業については、まず反対すべきかなと、これがまず1点目の理由です。

次に、2点目。企業誘致に関しまして、反対いたします。企業誘致に関しまして、委員会におきまして、町長自身に「企業誘致は絶対なされる」という答弁がございました。私自身も、何ゆえになされるか、その根拠をおうかがいしました。町長の回答は、「県と一緒にやるんです。コールセンターとは違います。コールセンターは、直接、町に来ました。県は絡んでません。しかし、今回は県が絡んでるから大丈夫です」と、このように、町長はおっしゃってました。これが、企業誘致がなされる根拠です。しかしながら、私、コールセンターのときも一生懸命、一般質問、執行部とともにコールセンターの実現に向けて一生懸命頑張りました。そのときに、当時町長は議員でしたけれども、ご存知ないようですので申し上げますけれども、県がコールセンター事業に関して絡んでいないどころか、今回以上に絡んでおります。なぜなら、町執行部から香川県に対する要望事項として、小豆地域総合振興会議におきまして、香川県企業誘致条例、この中でコールセンターの項目がございます。こちらについては、以前、香川県企業誘致条例では、コールセンターは、新規常用雇用者数50名以上と、このように条例ではなされております。しかしながら、わが町でコールセンターをやるために、町執行部、一生懸命要望いたしまして、県は条例改正まで行っております。小豆地域におきましては、離島振興の状況を考え、50名以上を25名程度にするというふうに条例改正までなされております。町長のおっしゃる、県が今回は絡んでいる、前は絡んでませんでした。全くの真逆で、前回以上に今回は県が絡んでおりません。そのような中で、企業誘致がなされ

ると、そういうふうな根拠が、全く私には理解できません。ですから、企業誘致は、このままでは非常に難しいものではないかと。「県の方が協力、必ずしてくれるので企業誘致がなされます」と、町長おっしゃいましたけれども、全く不安な要素たっぷりでございます。

また、3つ目ですけれども、執行部の説明どおり企業誘致が成功した場合、その場合でも、来年以降、4年間、委託料と雇用人数を考えた場合、その費用対効果は大変薄く、わが町の予算総額を考えましても、現在、わが町では大型事業を多数抱え、また控えておる状況でございます。このような中において、この事業への予算執行は、現時点において、適切ではないものと思われまます。以上3点の理由から、この予算には反対いたします。以上です。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君君）

6番 母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

議案どおり賛成をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱中幸三君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第3、議案第2号 平成27年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 3 号 平成 27 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 5、議案第 4 号 平成 27 年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 6、議案第 5 号 平成 27 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 7、議案第 6 号 平成 27 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 8、議案第 7 号 平成 27 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 9、議案第 8 号 平成 27 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

後期高齢者医療保険制度は、高齢者の負担を際限なく増やし、かつ受けられる医療を制限するという非情な保険制度です。こうした高齢者差別の後期高齢者医療保険制度の廃止を求める立場から予算に反対をいたします。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱中幸三君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第10、議案第9号 平成27年度土庄町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 11、議案第 12 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 12、議案第 13 号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

7 番 福本耕太君。マイクに近づいて大きな声でお願いします。

○7 番 (福本耕太君)

議案第 13 号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、これは、マイナンバー制度を実施するための条例であり、予算化するための条例となっております。マイナンバー制度に反対する立場から反対をいたします。反対討論を終わります。

○議長 (濱中幸三君)

賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長 (濱中幸三君)

10 番 井上正清君。

○10 番 (井上正清君)

マイナンバー制度は必要と考えておりますので、賛成いたします。

○議長 (濱中幸三君)

他に討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 13 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (濱中幸三君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 13、議案第 14 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 14、議案第 15 号 土庄町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 15、議案第 16 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましても、マイナンバー制度の実施のための条例ということですので、反対をいたします。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（濱中幸三君）

10 番 井上正清君。

○10 番（井上正清君）

本条例については賛成いたします。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 16 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱中幸三君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 16、議案第 17 号 消防団車載型無線装置及び携帯型無線装置の購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 17、議案第 18 号 工事請負契約の締結について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 18、議案第 19 号 工事請負契約の変更について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱中幸三君）

日程第 19、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしております申出書のとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱中幸三君）

日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長及び副委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長及び副委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長及び副委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

再開は10時50分の予定です。

休 憩 午前 10 時 35 分
再 開 午前 10 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱中幸三君）
再開いたします。

一般質問

- 議長（濱中幸三君）
日程第 21、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

- 議長（濱中幸三君）
6 番 母倉正人君。

- 6 番（母倉正人君）
今から 2 点ほど質問をしたいと思います。

土庄町での瀬戸内国際芸術祭 2016 の展開の見通しについて、来年 3 月の第 3 回瀬戸内国際芸術祭の開催に向けて、実行委員会をはじめ各関係者、土庄町執行部において、その準備を進めていることと思います。土庄町内でも、回を重ねるたびに作品数や展示内容なども充実しているようで、芸術祭は地域の魅力をアップさせる新しい要素を町にもたらし、観光振興との町のイメージアップに貢献するばかりではなく、地域活性化策としても非常に大きな効果を上げて

いると受け止めています。特に、美術館を核に充実した展開がみられる豊島は、もともと持っている魅力と芸術祭による新しい魅力もあいまって、地域全体に盛り上がりが見られるようです。

ただ、土庄町全体としてみれば、まだまだ作品展開にふさわしい場所も数多いのが現状ではないか。自然の美しい場所を選び、そこに芸術祭の作品を誘致展開することが新たな魅力の創出・地域活性化のきっかけになる。今まで作品が展示されたことのない地域にも、作品展示に適した場所もあるのではないかと思います。

こうした観点から、瀬戸内国際芸術祭 2016 において、町内にどのような作品展示を考えているのか、現状と見通しについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（瀨中幸三君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

母倉議員のご質問にお答えいたします。

次回で 3 回目の開催となります瀬戸内国際芸術祭 2016 では、引き続き地域の資源を明らかにし、「あるものを活かし新しい価値を生み出す」という考えのもとアートプロジェクトやイベントを展開いたします。中でも、その地域の特徴を示す「食」をテーマにした取り組みが各島々で開催される予定でございます。

ご質問の土庄町内での作品展開につきましては、前回から引き続き土庄港、迷路のまち周辺及び肥土山、豊島等での作品展開を予定しています。町内各地域におきまして町の特色を活用した作品展開を行うとともに、肥土山の舞台、土庄町立中央公民館等を活用したイベントも検討しております。

また、豊島におきましては、引き続き福武財団のご協力の下、豊島美術館、豊島横尾館、島キッチンを中心に新規 5 作品を含め、豊かな資源を活かしたアートプログラムの展開を予定しております。

さらに、瀬戸芸 2016 では、それらの地域に加えまして、新たに土庄町北部地域が入る可能性は高まりつつあります。最終的には、北川フラム総合ディレクターを中心とする瀬戸内国際芸術祭実行委員会がどのように判断するかによって決定いたします。

瀬戸内国際芸術祭の町としての最終目的は、地域が元気になり、芸術祭を行うことによって地域が活性化されることにあります。そのためには、アーティストが現地で作品制作を行うにあたり、地元、地域の方々の協力ということは欠かせません。前回までの実績・状況をみましても、作品制作過程、その後の管理も含め、肥土山地区、豊島地区の地域の皆さんには献身的なご協

力をいただいております、そうした取り組みが地域を元気にし、地域の活力の原動力となっています。

今後、新たな地域での作品展開も予想されますので、ぜひそれらの地域の皆さまも肥土山の皆さまと同じように、色々な面でご協力なり、サポートいただきますよう、お願いしたいと思っています。なお、正式決定につきましては、瀬戸内国際芸術祭実行委員会から10月中旬に発表がありますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

○6番（母倉正人君）

どうもありがとうございました。これまでの作品展開の中から、地域にも誘致してほしいというところもあろうかとも思いますので、そういうような意味で期待をしております。よろしく申し上げます。

それと2つ目ですが、また質問したいと思います。土庄町版地方創生総合戦略策定の現状と具体的な施策の見通しについてですが、政府において、人口急減、超高齢化という課題に取り組み、各地域が特徴を活かした自律的な、持続的な社会をつくることを目標に、まち・ひと・しごとの創生本部を設置し、財政措置を講じる一方で、自治体にも各自治体版の総合戦略の策定を求めています。土庄町においても、その取り組みは、しっかりと進められているものと思っております。

今までのような全国一律の財政支援ができていく国の財政事情を考えれば、今回の国の財政措置を伴った地域振興プランにおいて、土庄町がどのような内容を打ち出し、施策として実行できるかは、土庄の将来に大きく影響するほど大事ではないかと思えます。

こうした観点から、土庄町版総合戦略について、現在の進捗状況と今後の予定、また、全体の考え方と具体的な取り組みについてお聞きをしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（濱中幸三君）

企画課長 須浪宏和君。

○企画課長（須浪宏和君）

母倉議員のご質問にお答えいたします。

土庄町版総合戦略の策定状況としましては、本年5月に町職員のプロジェクトチームを設置し、全課から事業提案を提出いたしました。提出された事業提案を総合戦略の骨子案として整理し、人口ビジョンの骨子案と併せて8月に開催いたしました有識者による土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議にて、ご協議いただきました。

総合戦略の基本的な考えとしましては、国・県の考え方と整合性を持たせて

おります。まず、人口減少への対応があげられます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、現状のまま何も対策を行わない場合、45年後の2060年には本町の人口が5,300人程度に減少すると推計されております。このことにより、経済規模の縮小、社会保障費の増加、ひいては地域社会の衰退等が懸念されます。この状況を打開すべく、町の総合戦略において、まず「①人の流れを創る、②魅力ある産業を創る、③子育てを楽しめる環境を創る、④時代に合った住みやすいまちを創る」の4つを基本目標として掲げております。具体的には、観光振興や交流施策等により、本町への流入人口の増加を図る一方で、それらに移住・定住に結びつけ、転入者数の増加を図るものです。

これらを実現するためには、仕事があればなりません。地域経済力の向上や雇用の確保が重要になってまいります。また、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、出生率の向上を図るとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が住みやすいまちづくりを行うことで、流入人口の定着につなげたいと考えております。先ほど申し上げましたように、現状のまま推移すれば5,300人程度となる2060年に人口1万人程度を維持できるよう長期的視野で人口減少対策に取り組むたいと思います。

今後の予定でございますが、今月中に第2回土庄町総合戦略会議を開催し、委員であります有識者の方々にご意見をいただきながら、10月末頃を目途として人口ビジョン及び総合戦略を取りまとめたたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

母倉議員、質問のときは挙手をしてからお願いします。

○6番（母倉正人君）

もう別に質問もございませんので、以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

一般質問を試行ということで、一問ごとに答弁と質問を繰り返している訳なんですけど、申し訳ないですけど、それぞれ質問のときに挙手して、議長から指名があったときに発言をお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

5番 木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

まず最初に、町長をはじめ、町執行部の方々におかれましては、それぞれの主管業務で土庄町発展のためにご尽力されておることに御礼を申し上げます。

私の方から3点ほどお尋ねしたいと思います。

1 点目であります。小豆島中央病院への交通アクセスについてであります。平成 28 年 4 月に、土庄中央病院と内海病院は、町立病院の統合事業で小豆島中央病院となります。現在の土庄中央病院は、各路線バスが中央病院をバス停留所として運行されております。また、路線バスが運行されていない地区につきましては、町が福祉バスを運行して、利用者にとって非常に便利であります。新病院への交通アクセスは、福田線、四海線、中山線、西浦線すべて乗り継ぎが必要となります。

小豆医療圏の中核病院として、地域住民への質の高い医療を将来にわたり提供することが目的となっておりますが、病院の運営は健全でなければなりません。また、利用者があつてこそその病院であり、利用者にとって通院が便利な病院でなければなりません。

肝心の交通アクセスについてどう考えているのか、また、福祉バスを今後どのように運行するのかお尋ねいたします。

○議長（瀨中幸三君）

企画課長 須浪宏和君。

○企画課長（須浪宏和君）

本場議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のように路線バス事業を運営しております小豆島オーリーブバスは、島民の貴重な公共交通を確保する必要性から、行政及び住民の皆さまの出資により設立されております。議員ご指摘のとおり、路線バスにて、本町より小豆島中央病院方面へ行く場合、ほぼすべての路線にて乗り換えをする必要が出てまいります。また、1つ1つの路線距離が長く、距離制運賃を採用している現行の運賃体系では、利用者の負担も大きいものとなります。

このような状況を踏まえまして、現在路線バスの再編等を協議するため、小豆両町を中心に、学識経験者、利用者代表、関係行政機関、公共交通事業者などを構成員とする小豆島地域公共交通協議会にて協議を重ねているところでございます。

具体的な協議の方向性でございますが、まず運賃の低廉化を図ることで、利用者負担の軽減に努めたいと考えております。また、ご指摘の乗り継ぎに関しましては、本町の中心部にあります土庄中央病院閉院後の跡地を土庄港と並ぶ乗継拠点と位置付けまして、まちづくりと一体となった乗り継ぎ利便性の向上を図りたいと思っております。運行ルートやダイヤにつきましては、今後の協議となりますが、オーリーブバスとの今、準備・協議の中では、路線の小豆島中央病院方面への直通等も協議しております。小豆島循環線と土庄港行きへの円滑な乗り継ぎに配慮したダイヤ編成につきましても、強く事業者に要望してい

きたいと考えております。

ただ、路線バスは皆さまに利用されてこそ存在価値がございます。公共交通は、「あって当たり前」という一部の受け取り方もございますでしょうが、全国各地では、公共交通機関の確保・維持について大変苦慮しておりまして、本町も例外ではございません。路線バスを将来にわたって確保、維持していくためには、住民の一人ひとりの皆さまに「自分たちが路線バスを守って育てていく」というお気持ちを持っていただき、路線バスをご利用・ご支援していただくことが、地域公共交通の維持と利便性向上に繋がるものと確信しております。よろしく願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

本場議員の福祉バスについてのご質問にお答えいたします。

土庄町福祉バスは、路線バスがない区域の高齢者、障害者等の通院の便を確保するために、町内医療機関と各地区を運行しております。運行体制は、医療機関への往路が1便、医療機関からの復路が2便となっております。今後も、通院の便を確保する観点から、福祉バスの運行は継続してまいりたいと考えております。

ただし、福祉バスは、町内を運行区域としておりますので、小豆島中央病院への直接の乗り入れに関しては、現在考えておりません。小豆島中央病院への通院の場合は乗り換えとなりますが、企画課の答弁にもありましたように、土庄中央病院跡地を路線バスの乗り継ぎ拠点として、路線バス発着に合わせて、スムーズに乗り継ぎができるよう福祉バスの運行時間や経路の見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

ありがとうございました。企画課長の中で、直通バスも協議・検討することとありますが、この件につきまして、たぶん病院へ行かれる方はお年寄りの方が多いと思いますので、できるだけ直通バスの運行をご検討いただきたいと思います。

次に行ってよろしいでしょうか。次に、空き家対策でありますけども、空き家には、廃屋化した空き家と利用できる空き家2通りがあります。廃屋化した空き家は、近所にとって非常に迷惑であります。対策は何か考えているのか。また、利用できる空き家は空き家バンクとして登録し、利用者を募っております。

すけれども、助成事業等を積極的に取り入れることにより、流入人口を増やす施策を検討してはどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（瀨中幸三君）

住民環境課長 石床勝則君。

○住民環境課長（石床勝則君）

木場議員のご質問で、空き家対策についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり廃屋化した空き家については、空き家の数が年々増加しており、全国的にも空き家がもたらす問題は深刻化しております。

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成 26 年 11 月 27 日に公布され、平成 27 年 5 月 26 日付けで完全施行されております。この法律では、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態と認められた「特定空家」に対して、除却や修繕などを助言または指導、その後、勧告、命令が可能となり、さらに従わない場合には、手続きを踏まえて、行政代執行による強制撤去が可能となっております。

空き家に対しては、あくまで、個人所有物件であり、危険性等がない限り町としても対策がとれない状況でございます。現在、土庄町ではこのような相談があった場合、土庄町美しいまちづくり条例に基づき、空き家の所有者もしくは相続人に、建物の適切な管理を求め、必要に応じ指導しているところでございます。今年、空き家の倒壊危険等による近隣住民からの町への苦情・相談につきましては、昨年度まで年間 2～3 件程度でございましたが、今年度 4 月から 8 月末までにおきまして 12 件となっております。

今後の取り組みといたしましては、今回の特別措置法により、特定空家に認定され、一定の要件を満たせば、国・県から老朽空家除去支援事業があり、老朽空き家の除去を行う者に対して、補助金を交付される制度がございます。この制度に対して、土庄町の補助要綱を今年度中に作成し、来年度より制度開始していきたいと考えております。

土庄町美しいまちづくり条例の目的を推進するため、老朽化した空き家の適正な管理につきましては、住宅所有者等に助言・指導・勧告するとともに、空き家が不良住宅にならないよう企画課が担当しております町内の空き家を利用して、都市部からの移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とした土庄町空き家バンク制度等の活用促進が重要と考えております。

○議長（瀨中幸三君）

企画課長 須浪宏和君。

○企画課長（須浪宏和君）

空き家の利活用につきましてご説明をいたします。

利用できる空き家につきましては、移住促進施策として空き家バンク制度がございます。また、今年度からは空き家リフォーム支援事業を開始しております。その内容としましては、町の空き家バンクを通じて、登録された物件を売買または賃貸借した場合に、町内業者が行うリフォーム工事の対象経費の2分の1、100万円を補助限度額として補助する制度でございます。

空き家バンクの登録件数をご紹介いたしますと、平成24年度6件、25年度10件、26年度13件、今年度は9月14日現在、再登録2件を含め18件の登録がございます。そのうち9件が成約済みとなっております。また、空き家リフォーム支援事業につきましては、現在6件の申請がございます。

登録件数が増えた要因としましては、空き家リフォーム支援事業を開始したことが多少なりとも影響しているかと考えております。また、成約件数が順調に増えておりますが、賃貸物件の登録が多かったと分析しております。これからもこの施策を積極的にPRし、知っていただくことで空き家バンク登録件数の増加、ひいては流入人口の増加に努めてまいりたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

ありがとうございました。

続きまして、次の質問をさせていただきます。土庄町の人口の減少の抑制問題であります。土庄町の人口は、戦後2万9千人をピークに、現在1万4千人弱と半減以下の人口となっております。自然動態では、出生が年間90人程度、死亡が年間250人程度であります。社会動態では、転入者が年間約400人、転出が年間約500人と、100人程度転入を上回っております。将来にわたって何ら対策を講じなかった場合、先ほども出ておりましたけれども、2060年には土庄町の人口は5,275人程度と推計されるとありますが、町の存続が危ぶまれると思われま。

将来展望といたしまして、出生率の向上、また、若者を中心とする社会動態の増加を図るための産業の育成による雇用の創出について、具体的な方策を何か考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（濱中幸三君）

企画課長 須浪宏和君。

○企画課長（須浪宏和君）

木場議員の人口減少抑制にかかるご質問にお答えをいたします。

土庄町人口ビジョン及び総合戦略につきましては、先ほど母倉議員のご質問にお答えさせていただいた通りでございます。少子化及び人口減少について何

も対策を講じなかった場合、本町の推計人口の人口構成を見ますと、45年後の2060年総人口は5,300人程度、うち65歳以上の高齢者の人口は約50%の2,558人程度となります。このため、長期的視野で20歳～39歳の若い世代を中心に、流入の増加及び流出の抑制を図るとともに、出生率の向上を図る必要があると考えております。

これらを実現するためには、産業振興や地場製品の消費拡大等により地場産業の安定化を図ることで雇用先の確保を図るとともに、企業誘致等を含めた新たな地域経済の創出やそれらを牽引する民間事業者への支援が考えられます。

また、一方で、病院や小学校の再編が進む中、町有施設の跡地利用が課題となっております。これらの行政ストックを貴重な資源として捉えまして、地域の新たな拠点づくりとして有効活用することが、重要な行政課題であると考えております。

これらを踏まえまして、新たな産業の育成による雇用の創出と町有施設の跡地利用を一体的に行うため、香川県、研究機関、大学等と連携して次世代栽培システムの研究及び栽培を伴う実証事業を実施する予定でございます。この実証事業では、循環型エネルギーによる農産物生産コストの削減を研究テーマの1つとしており、島しょ部に位置し、販売等に輸送コストがかかる本町において、将来にわたり非常に有効な研究ができる実証事業であると考えております。なお、現在土庄町版の総合戦略を策定中でございますが、今後、総合戦略のより具体的な施策等につきましては、議会にご報告しながら策定作業を進めたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

木場議員のご質問にお答えいたします。

産業の育成等による雇用の創出、就業機会の確保は、本町にとりまして重要課題の一つであると認識しております。

商工労働行政推進の一つの方策としましては、平成24年3月に町内に誘致施設を設置する一定規模以上の企業に対し、助成措置を講ずることによって、その立地を促進し、雇用機会の拡大及び地域経済の発展を図るとともに、にぎわいを創出することを目的とする土庄町企業誘致条例を立ち上げました。幸いにして本年度、助成措置の対象となる初めての企業が現れ、本町としましても期待するところでございます。

今後も香川県企業立地推進課、商工会等と連携し、企業立地の促進による地域産業の活性化、若者が島に定着できる環境を整えるための施策を検討し、現

に企業立地を目指す企業の支援、地域内で活動している企業の支援、新たな企業誘致等の 3 つの視点から企業誘致に向けて新たに取り組んでいく所存でございます。

○議長（濱中幸三君）

木場隆司君。

○5 番（木場隆司君）

ありがとうございました。とにかく、産業の育成による雇用の創出ということで、とにかく具体化して、町民にも示唆し、島外にも示唆して、育成に強化されたいと思います。これをもちまして、質問は終わります。

○議長（濱中幸三君）

4 番 高橋正博君。

○4 番（高橋正博君）

4 番、高橋でございます。一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1 つ目の一般質問でございますが、現在、公共工事における設備工事の中ですが、電気・水道工事、これを本体工事と基本的には、県・国は分離発注方式を採っておると聞いております。県の方でも聞きますところ、県でも当然分離発注をしていると。市もそういう状況であります。もうひとつ大手企業さんなんか聞きますと、分離発注して、その間下請け業者に対してでも、価格面、工事業者名を行政の方に提出しているということ聞いております。

現在、土庄町においては、分離発注方式をここ数年採っていないように聞いております。いろいろ、分離発注した場合のメリット、デメリットはあろうかと思えますけれども、そこを地元企業のため、適正な価格で受注できるように、地元企業の振興・育成も、先ほどの人口増加にもつながってくると思えますので、ぜひ分離発注の方向へ進めていただきたいと思います。今後どのような取り組み方をされるか、お尋ねいたしたいと思えます。以上です。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

高橋議員のご質問につきましては、建設工事等入札参加資格審査委員会の事務局を総務課の方が所管しておりますので、私の方でお答えさせていただきます。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針等に基づきまして、土庄町におきましても、建築工事の分離設計金額が 1 件 300 万円以上の場合、分離発注をすることとしております。分離設計金額の設定につきま

しては、事務の体制や全体のコスト等を考慮して設定をいたしております。

ここ5年間の建築工事の分離発注の状況でございますが、平成22年度が1件、23年度が2件、平成24年度が1件、平成25年度及び26年度はなしという状況でございます。分離発注できていないものとしたしましては、議員もご承知のとおり、新小学校建設工事、豊島小中学校建設工事がございますが、分離発注しても1億円以上となり、地元業者の参加が難しい場合もあり、また、既存の施設を利用しながら、事業に支障のないよう緻密な工程計画に基づきまして施工を行う必要があるなど、特別な事情があった場合がございます。

香川県管工事業協会や香川県電気工事業協会から、毎年、分離発注推進の要望書を受け取っております。また、地元企業の振興・育成は町としましても大切であると考えており、分離発注に努めてまいりますので、よろしく願います。

○議長（濱中幸三君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

近年の町内の公共工事情形をみますと、大型工事が多いというのが確かにあると思いますが、地元企業育成のために、今後は300万円以上の工事に対しましては、分離発注をしていただけたらというふうに思います。以上で1番目の質問、終わらせていただきたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

続きまして、2つ目の質問をさせていただきたいと思います。2つ目の質問は、リハビリテーションについてであります。

現在、香川県の総人口に対する65歳以上の人口は約30%、毎年1%ずつ増加する傾向にある。土庄町で、今後、医療、福祉、介護に対する期待がますます高まることとなるというふうに想定しております。元気な高齢者を1人でも増やしていくため、リハビリテーション分野の活躍が大変重要になってくると考えております。

委員会の中でも報告がありましたが、土庄中央病院跡地利用につきまして、耐震化施設の部分において、内科の診療所は置くと。2階部分につきまして、このリハビリを考えておるといふふうには聞いております。その中で、具体的な、リハビリと言いましても、いろいろ私も専門家でないので、よく分かりませんが、機能回復特化型のリハビリだとか、介護予防のためのリハビリとか、いろいろあるようでございます。具体的な中身をお聞かせ願えたらというふうに思

います。それから、今後の土庄町が考えておるリハビリの方向性も、併せてお尋ねいたしたいと思います。

もうひとつは、平成 28 年度以降には、介護事業の方針で、地域密着型サービスを充実させるということで、利用者が住所地、例えば小豆島町の方は小豆島町、土庄町の方は土庄町でないとりハビリが受けられないような制度になるというふうにも聞いております。中央病院、来年 4 月には閉鎖になりますけど、このリハビリを今から計画してやっていっても、当然 4 月にはできないんじゃないかなど。土庄町の今後のお考えを聞きたいということを質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（濱中幸三君）

健康増進課長 三木俊明君。

○健康増進課長（三木俊明君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

介護の現場を預かる健康増進課といたしましては、平成 28 年度施行の介護保険法の改正並びに公立病院統合により、現状並びに将来の福祉サービスに多大な影響が出ることを危惧しております。

現在わが町の介護保険型リハビリサービスの現状は、土庄中央病院の訪問リハビリがあるのみで、小豆島町の豊寿園、小豆島病院、老健うちのみ、スマイルウォークに頼っているのが現状でございます。

来春の法改正時・新病院開設時においては、スマイルウォークは、現在、高橋議員がおっしゃられた地域密着型サービスに移行することが予想され、老健うちのみは規模を縮小することを公表しております。また、新病院では介護保険型リハビリは実施しない方針で、土庄町の利用者が利用できる施設が限定され、ますます利用が困難になることが予想され、新規利用者のケアプラン作成にも大きな支障が出るのが想定されております。

このような現状の中、介護の現場の担当課としましては、来年度より総合事業といたしまして、比較的元気な高齢者が要介護状態になることを予防するため、既存の通所介護事業所による短期集中型機能訓練事業等を計画しておりますが、介護状態の利用者のニーズを満たすことは難しいと考えております。

現在は、教育民生常任委員会で審議いただきました、病院跡地プロジェクト案の機能訓練特化型デイサービス施設計画を早急に進めていただき、その進捗により今後の対応を考えていかなければならないと判断しております。以上です。

○議長（濱中幸三君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

私の方から、介護保険者として質問にお答えいたします。

香川県の高齢化率が約 30%であるというお話がありましたが、土庄町の高齢化率につきましては、香川県よりさらに高く、平成 27 年 4 月 1 日付けで 36.9% となっています。また、10 年後の平成 37 年度には、高齢化率が 42.2%、しかし、高齢者人口は、平成 27 年度は 5,485 人から平成 37 年度は 5,271 人へ減少すると推計しております。

このような状況の中、町としましても、高齢者が要介護状態にならず、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、仕組みを整えていくことが必要であると考えております。

町内にあります通所介護事業所におきましては、機能訓練（リハビリ）は行われておりますが、入浴、食事等との一体的なサービス提供であり、機能訓練（リハビリ）に特化したものではございません。また、通所リハビリ（デイケア）を行う病院、診療所等もありませんので、高橋議員がおっしゃるとおり、決して充実している状態とは言えず、事実、土庄町から小豆島町へ通院または通所されている方もおられます。

また、介護保険制度改正により、来年度から定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスへと移行するため、小豆島町にある機能訓練（リハビリ）に特化した通所介護事業所の利用が制限される可能性があります。

町としましては、このような現状を踏まえ、土庄中央病院跡地において機能訓練（リハビリ）に特化した通所介護事業所の新規開設を計画しております。8 月 27 日の教育民生委員会において検討した内容をお示しさせていただいているところであります。

今、時期につきましてはのご質問がありましたけれど、3 月 31 日までは中央病院がまだ残っておりますので、その切り替えをみまして、ある程度工程的なことは今申し上げることはございませんが、速やかな対応を考えております。

また、今後の介護福祉計画につきましては、昨年度 3 月に、平成 27 年度～平成 29 年度の第 6 期土庄町高齢者保健福祉計画及び土庄町介護保険事業計画を策定しております。その主な内容につきましては、地域包括ケアの構築、総合事業の開設、移行、また 1 号被保険者の保険料の設定、事業計画給付見込量等の内容でございます。

○議長（瀨中幸三君）

高橋正博君。

○4 番（高橋正博君）

ただ今、お答えをしていただきました。その中で、来年 4 月以降、土庄中央

病院跡地を利用して、リハビリテーションをやるということでございますけれども、これは、費用的にもかなりかかるんじゃないかなど、素人ながらに思うんですが、機能が回復していない、例えば、脳梗塞で倒れた方が機能を回復するために通う所であります。まして、2階建ての建物でやるということは、エレベーターも当然要るだろうし、そのあたりの費用面とか、工期的なことを考えますと、早急にと言う訳にはいかない。もっと早くできる、例えば、オリーブタウンの東洋紡跡地の娯楽施設ですかね、平屋の建物がありますとか、学校の校舎の一部を平屋1階建てのところを一部利用するとかいう方法も、今後考えていただけないでしょうか。

それと、もう1点、リハビリを中央病院でやるのは、町行政直営でやるのか、また、民間企業を誘致するのか、そのあたりも併せてお答えしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（濱中幸三君）

企画課長 須浪宏和君。

○企画課長（須浪宏和君）

先ほど、健康増進課長からも答弁がございましたように、この教育民生常任委員会で職員のプロジェクトチームの報告をさせていただきまして、企画課が取りまとめましたので、少しご紹介をいたします。職員のプロジェクトチームの報告の中では、まず1点目に何が土庄町内で、医療・介護の世界で必要なのか、これを考えたときにリハビリに特化したデイサービスが最も適当であろうということがございました。その中で、ご指摘のように、施設改修が当然必要になってまいりますので、今後、まずは施設改修にどの程度費用が必要か設計委託が必要であると思いますので、その点につきましては、関係課と準備を進めております。

それから、東洋紡績のクラブハウスのご指摘があったと思うんですが、ご存知のように、リハビリをするとなれば、それなりの施設・準備が必要でございます。どのような、例えば理学療法になるか、どうなるのかによりまして、現在の中央病院の2階を活用しようとしたのは、その施設・設備がすべて整っているということで、職員のプロジェクトチームではそういう結論になりましたことがございます。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

高橋議員の再質問でございますが、委託業者は一応民間というふうに考えております。それから、当然来年の3月31日まで今のところ営業をやると、それ

以降の改修ですから、たぶん新年度です、予算、例えばエレベーター設置からいろんな部分を、設計の元にですね、たぶん新年度予算で上げたいなどは考えております。

○議長（濱中幸三君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。私も年々リハビリが必要な年齢に差し掛かっておりますので、早急な対応をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

2番 岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

3点、質問させていただきます。まず、第1点、空き家対策特別措置法についてですが、先ほどありましたけど、質問の要旨を読ませていただきます。本年5月26日から空き家対策特別措置法が完全施行されたが、町としてどのような取り組みを予定しているのかということで、石床課長より説明・答弁がありましたので。次、小豆島町では、通学路等に空き家があるか自治会と連携を取り、掌握しているか聞いていますが、土庄町としてどのように対策を取っているか、答弁をお願いします。

○議長（濱中幸三君）

住民環境課長 石床勝則君。

○住民環境課長（石床勝則君）

先ほど、空き家対策の分につきましては、木場議員さんの質問ということでこちらの方はもうよろしいでしょうか。それと、防災についての話なんですが、土庄町につきましても、そちらの方に関しては、新しく条例を制定するという形で考えております。

すみません、空き家の調査につきましては、本年度におきまして、空き家の数を把握していきたいと考えております。その後、空き家の数を把握した後に、危険空き家等の調査をしていきたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

自治会等が一番掌握していると思いますので、しっかりと連携を取って、見

童・生徒が通学路上、衛生的、景観的、倒壊のおそれのある空き家等で危険な目に合わないよう、早めの対策をとるようにしていただきます。

2点目ですが、皆さんもご存知のように、昨日南米チリで津波、先週の大雨による関東・東北で川の氾濫によって被害が起きました。テレビを見ていて、住民の「まさか川が氾濫、まさか自分がこのような目に合うとは」と、多くの方が言っていたのが印象的でした。常日頃の災害への危機感が、自身と家族、友人の命を救うと思います。

そこで、台風・高潮・暴風等災害対策の中で、児童・生徒への教育をどのように考えているのか。8月30日の防災講演会は、非常に貴重な話を聞くことができたが、それ以上に日頃の継続した避難訓練が大切だと考える。具体的に、児童・生徒たちの教育をどのようにしているか、答弁をよろしくお願いします。

○議長（瀨中幸三君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

防災教育は、さまざまな危険から児童・生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部であり、地震、台風の接近等に伴う危険を理解し、予測し、自分の安全を確保することの行動ができるようになることを狙いとしております。

各学校では、その狙いを受け、社会科や理科、学級活動等の時間を活用して、計画的に防災教育に取り組んでおります。そして、その一環として、避難訓練にも取り組んでおります。町内の小中学校、幼稚園、保育所などの避難訓練につきましては、立地条件や施設の規模、お預かりしております子どもさんの年齢などによりまして、内容は異なりますが、どの施設とも定期的に行っております。

例えば、豊島中学校では、地震後の津波発生を想定して、壇山の中腹にまで避難したり、愛の園保育所では、職員が子どもを抱き、隣接するやすらぎプラザの3階まで避難するなど、2次・3次避難を想定した避難訓練にも取り組んでおります。

このような避難訓練は、何よりも継続して習慣づけることが大切だと考えており、特に、保護者との連携や併設された小学校と中学校との連携、また警察、消防などの関係機関に協力をお願いした避難訓練が今後も必要です。

南海トラフ地震は、明日にでも発生してもおかしくないと言われております。土庄町教育委員会では、防災教育は最重要な教育の一つと考えております。今後とも、防災アドバイザー等専門家による指導、助言が必要と思いますので、

よろしく願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

先の台風11号では、吉ヶ浦の第2パーキング近くでは、消防団とともに、町職員が連携し、水の汲み出しをして大変だったと思いますが、災害の備えとして、自助・共助・公助として、児童・生徒への教育を今後の課題としてどのように考えて、教育しているか、答弁をよろしく願いします。

○議長（濱中幸三君）

藤本教育長。

○教育長（藤本義則君）

岡本議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、課長の方からお答えしましたように、町内の学校も、幼稚園、保育所、小学校、中学校、大事な子どもさんをお預かりいたしております。そういう意味で、今、岡本議員の方からは、台風等の災害の教育をいかにしているかという話がありましたので、今、お答えしましたように、それぞれの幼稚園は幼稚園なり、小学校は小学校なり、そういう発達段階に応じた防災の教育をいたしております。したがって、そういう教育をしながら、避難訓練を年2回なり3回なりという形で実施をいたしております。なお、小・中学校等においては、地震とか津波とかの災害に対する避難訓練だけじゃなくて、それ以外にも火災の対応の避難訓練、それから並びに施設内へ不審者が侵入した場合の避難訓練、こういうことも含めて、児童・生徒・幼児の安全を図る対策訓練、また教育を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

児童・生徒が危機的状況、「危ない」と思ったときには、「とにかく逃げろ」と体がすぐ動くような避難訓練等、しっかりした教育を今後の課題としてよろしく願いします。

3点目ですが、近年通学中において、自動車が児童・生徒の列に突っ込むという悲惨な事故が全国で多発しております。いくら教育しても防ぎにくいと思っております。また、これから冬になると、すぐに暗くなってきます。外灯だと、近隣の方たちが、夜中に明るすぎるとい声聞こえてくることもあります。児童・生徒も帰宅時間がずれたり、スクールバスを降りてからの通路が暗かったり、

道の状態が良くない所があります。

小・中学生の徒歩通学の生徒にとって、通学路には、まだまだ道の整備不足、足元の暗いところがあるが、町道についてどのように考えているか、答弁をよろしくお願いします。

○議長（濱中幸三君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

新小学校が4月に開校いたしまして、それに伴いまして通学路が変更になっております。基本的には、通学路のコースは学校と保護者によって決まりますが、例えば、迷路のまちの中にも道が狭くて薄暗い箇所があります。そういったことで、今年6月には「春の交通安全総点検」といたしまして、教育委員会、学校、建設課、住民環境課、小豆総合事務所道路課、警察と共同で通学路点検を実施いたしました。問題がある箇所につきましては、学校と協議の上で道路管理者や地元自治会にも協力をお願いしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

街灯には、一般的に道路管理者が交通事故の防止を図るために設置する道路照明灯と、自治会等が防犯や安全な通行のために設置する防犯灯があります。道路照明灯は、交差点部やカーブなどで道路の見通しが悪い場所に設置します。防犯街灯につきましては、自治会が設置・管理することを基本としております。

町では、平成23年度から今年で5年間にわたり、LED街灯を設置する補助を自治会にしており、予算は54万円でございます。毎年10か所程度の設置をしております。徐々にですが、暗い箇所の解消ができていくかと思われま。

児童・生徒の通学時の安全確保は大変重要な課題です。今後とも、自治会の皆さまとも協議しながら安全・安心なまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

○議長（濱中幸三君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

54万円ですり足りているか、足りてないかは分かりませんが、提案ですが、暗くなると点灯する約10cm角の集光型の点灯器を歩行通路に設置することにより、狭い道ってというのは当然暗いです。暗い所の道に、それを何mかおきに設

置ることにより、ひとつの道標になって良いんじゃないかと。それで、足元が明るくなり、児童・生徒、近隣の散歩中の方々の道標になって、本当に見やすんじゃないかと考えます。そういうような予算も取れるように、設置できるように、計上できるように考えていただきたいと思います。答弁、そのへんよろしくをお願いします。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

安全面の対策として、来年度以降、また予算措置を検討してまいりたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

1日も早く安全で、安心して通れる通学路の整備を目指していただきたいと思います。以上、質問を終わります。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

再開は13時の予定です。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後1時00分

出席議員及び欠席議員

1、出席議員

1番（岡野能之君）

2番（岡本経治君）

3番（濱野良一君）

4番（高橋正博君）

5番（木場隆司君）

7番（福本耕太君）

9番（川本貴也君）

10番（井上正清君）

11番（佐々木邦久君）

12番（濱中幸三君）

2、欠席議員

6番（母倉正人君）

8番（山崎勝義君）

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

午後から母倉議員が欠席となりました。

ただ今の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、再開いたします。

○議長（濱中幸三君）

3番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

3番、濱野です。お昼食べて眠たいんですけれども、しっかりと質問させていただきます。

まず最初に、既に建設計画が整い、調査費用が付いている土庄町立図書館から対岸への橋についてでございます。最初に、本年4月、新しく土庄小学校ができ、多くの子どもたちが、新しく快適な校舎で、新しい友達との充実した学校生活を過ごそうと、目を輝かせて通学しています。開校当初は、通学ルートが大きく変わり、特に、徒歩による通学では、大きな不安の中での開校であったと思われれます。しかし、学校関係者と保護者のご協力により、大きな事故もなく、ある程度落ち着いてきているようではありますが、まだまだ安心して通学できるような状況であるとは思えず、保護者や関係各位のご協力により、子どもたちの安全な通学の見守りが続けられています。

当初の趣旨では、新しい小学校の建設に伴い、子どもたちが安全に通学できるよう検討し、十分に審議をした結果、この橋を架けることになったように思います。ただ、いまだに具体的な話が聞こえてきません。既に開校してから半

年近くが過ぎ、より安全で安心して通学できるようにするには、できるだけ早い完成が必要です。この橋に対する認識と現在の進捗状況、これからの予定をお聞かせください。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

濱野議員のご質問にお答えします。

この歩道橋につきましては、平成 25 年度に測量調査業務を行い、26 年度より社会資本整備総合交付金事業として地質調査、下部工橋台の設計を行いました。今年度も社会資本整備総合交付金事業で上部工橋桁の設計をし、杭工事をを行う予定としておりましたが、交付決定額が要望額に達しておらず、今年度は設計業務のみとなりました。

この橋りょうは、鋼箱桁橋で幅員 2m、橋長は 40.3m です。橋台は 2 箇所とし、杭基礎といたします。橋桁の高さは、既存の護岸天端よりも高くなり、既設町道との取り合いはスロープを設けます。工事は来年度から 2 か年の予定で、社会資本整備総合交付金事業として進めてまいります。

児童・生徒の通学時における安全性の確保と、地域住民にとりましても利便性の向上につながります歩道橋の完成を急ぎたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3 番（濱野良一君）

ありがとうございます。約 2 年間かかるということですのでございます。できるだけ早い建設をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。また、この橋につきましては、私考えますに、町立図書館の有効活用にもつながるのではないかなというふうに思っております。以前聞いた話でございますけれども、渚崎小学校の読書率が非常に高いというふうなことをお聞きしたことがございます。その当時は、今の渚崎幼稚園の向こう側に図書館があったというふうなことが、1 つの理由であるのではないかなということもございます。このようなことも踏まえて、この橋が架かることは、小学生だけではなく、中学生にとっても図書館を身近に感じられ、手軽に利用できることは、教育面で大きな効果があると思います。

併せて、新設高校の開設に伴い、現在、町立図書館の高校生の利用率は非常に高いものであるというふうに思っております。そのことも踏まえて、町立図書館の有効利用ということこれから考えるためには、この橋は非常に有意義なものであるかなというふうに思っております。

今一度、町立図書館の有効利用につきまして、できましたら町長にお伺いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

濱野議員の再質問にお答えします。図書館の利用ということでございますので、あそこに橋ができましたら、当然あその前にどんどん学生も通りますし、知名度もまた出てこようと思います。それと、もう1点、あその横に尾崎放哉さんの建物もあります。あそこもほとんど閉まっているような状態なんで、そこもついでに見ていただきながらですね、できるものであればあその活用、それから、それと隣の図書館とうまく両方がリンクしながら、両方うまく向上できたらと考えておりますので、早い開通ということは願っておるところでございます。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

この橋ができることにより、新しい教育圏が土庄町に誕生するのではないかなというふうに思います。小学校、中学校、図書館、そして病院もありますけれども、そういうことも踏まえた上で、町行政の新しい計画に活かしていただけたらなというふうに思います。

続きまして、県道253号線、大谷から湊崎、赤穂屋についてご質問いたします。

まず、大谷から湊崎へかけての拡幅工事が現在進んでおりますけれども、一部いまだ目途の立っていないところがございます。また、そのことにより、その延長線にあたる所への影響が、計画の遅れとなってきているように思われます。そして、現在の工事範囲以外の所へは、少し前に県が調査に入ったというふうにお聞きしておりますけれども、それ以降、具体的な話はないようでございます。

ご承知の通り、新しく統合される病院と高校が、池田、蒲生に建設が始まっております。湊崎から西の人にとっては、いまだ手付かずである湊崎の県道を通り、通院・通学するようになります。現在より少し遠くにはなりますけれども、道路の拡幅等によって、その時間ロスは解消されるのではないのでしょうか。

特に、救急の場合には、1分1秒が大きな意味を持ち、しっかりとインフラ整備をすることで、時間短縮ができれば、来年4月に開院する小豆島中央病院が、さらに生かされるものになるように思います。

まず、大谷から渚崎にかけての現在の進捗状況について、お聞かせください。また、併せて、現在計画している予定、それ以降の構想についてもお伺いいたします。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

濱野議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

県道屋形崎小江渚崎線の渚崎工区につきましては、大谷からおんばた会館までの延長約 1.1 k m の区間で歩道を整備中であり、現在までに約 500m の区間の整備が完了しております。

今年度は、昨年度に引き続き、未整備区間のうち皇踏川から西側において、鋭意、用地交渉を進めているところでございます。業種による特別な事情や相続問題など一部用地買収に時間を要している箇所もありますが、引き続き、粘り強く交渉を進めてまいります。また、買収ができた箇所については、境界構造物などの工事を施工する予定です。渚崎工区の道路整備については、県も厳しい財政状況ではありますが、地元関係者のご協力をいただきながら、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

また、おんばた会館から赤穂屋交差点まで約 400m の区間の道路整備につきましては、まだ整備計画を立てておりませんが、現在事業中の渚崎工区や統合高校に伴う道路整備が急がれます国道 436 号の双子浦工区や県道土庄福田線の赤穂屋工区など、他工区の進捗状況を踏まえながら、今後、整備計画を検討していきたいと考えております。

町といたしましても、香川県に協力しながら事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3 番（濱野良一君）

ただ今、ご回答いただきました、これからの整備計画、随時進めていただきたいなというふうに思いますが、ただ、特に、現在一部止まっている所の現状をお聞きいたしますと、話は進むようでありますけれども、何年かすると県の担当者が変わって、また話が一から始まるというふうなことをお聞きしております。それで、数十年間止まっているというふうなことでございます。また、ここ以外にも、そういうお話を多々聞くことがございます。

町内のインフラ整備をするには、県・国の補助と一緒にやっていくことが大切だというふうに思いますが、その中に、もっともっと町の行政の職員の方も、

橋渡しとなって、間に入っていただいて緩衝剤となり、言うところは言う、言わないところは言わない、また、スムーズな県の担当者の変更のときの引き継ぎ事項ということも、もっともっと立ち入って話をさせていただければいいかなというふうに思います。その点に関しまして、現在でもたぶん一生懸命やられているとは思いますが、今以上に行政の方の関わりを持っていただきたいというふうに思っておりますけれども、その点に関しまして、町長いかがでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、県の事業とはいえ、当然地元の各自治体が関わっております。用地交渉も含めですね、いろんなところに、県の職員だけじゃなく、町の職員も一緒に行ったり、町を挙げて協力する体制ができないと、なかなか進んでいかないということも聞いておりますので、そのあたり、今一度ですね、もう一度考え直して、一緒になって、早い、早期の拡幅工事ということに努めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

今までに関連いたしまして、湊崎のおんばたから赤穂屋までの拡幅も、これから整備していただけるというふうなことでございます。ただ、現在おんばた前の交差点、非常に危ない状況であるというふうに、私は感じております。と言うのも、特に、午前中の通学時、たくさん子どもたちが、あそこを横断するのではありますけれども、走っている車が当然通勤で急がれている方もたくさんいらっしゃいます。結構スピードが出て、今、保護者の方が、毎朝担当で順番を決めて立哨に立っていただいておりますけれども、あの交差点に関しましては、非常に危険な箇所だというふうに私は認識しておるんですけれども、あの交差点に関しまして、交差点改良等々、また信号機の設置等々のお考えはあるのかないかお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

その箇所の交差点については、まだ具体的に図面がひかれておりません。今後の検討ということで考えたいと思っておりますが、信号に関しましては、警察との協議も必要になってまいりますので、今後また協議を進めてまいりたいと考え

ております。

○議長（濱中幸三君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ぜひ前向きに検討していただきまして、現在一番よく把握されているのは、保護者の方ではないかなというふうに思います。そこいらのご意見も踏まえながら、ぜひ検討していただきたいなと思います。

今回は、県道拡幅について、町行政の県事業への関わりをお伺いいたしましたけれども、この事例に限らず、住民や県、国との橋渡し役を務めることが、これから住民との信頼関係を築いていけるものになるのではないかなというふうに思います。ぜひ、真摯に、また丁寧に詳しく住民との関わりを行政が積極的に持っていただけることをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（濱中幸三君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

7番、日本共産党の福本耕太です。本日は3点について質問をいたします。

まず1つ目の質問は、これまで町に対し実施を強く求めてまいりました、住宅リフォーム助成制度のわが町での実施についてであります。

町は前回、私が同じ質問を行った際、住宅リフォームの制度が地域経済の活性化に大きな役割を果たすということをお認めになり、前向きの検討をしていくと答弁をいただきました。そこでお尋ねいたしますが、来年4月から小豆島町でこの制度が実施されることになったことはご存知でしょうか。また、両町が同時に実施をするという考えはありますか。答弁を求めます。

○議長（濱中幸三君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

現在、県下の市町で住宅リフォーム助成制度を行っているのは、さぬき市、三豊市、善通寺市と琴平町の3市1町と、来年度より小豆島町が助成制度を行うと聞いております。

住宅リフォーム工事は、建築・設備業者を始め多業種に関連し、リフォーム工事が盛んになれば、地元企業の振興を図ることができ、景気対策にもつながると考えます。

一方、今年と来年における島内の大型公共事業の状況をみますと、小豆島中央病院、小豆地区消防本部、小豆島東消防署、統合高校と大型工事の建設が続いており、技術者や作業員の確保も大変な状況でございます。また、消費税10%へのアップを再来年の29年4月に政府が考えておりますが、そうすると来年度は住宅建設の駆け込み工事も予想され、逆に消費税アップ後に景気の冷え込みが想定されます。

今後は、消費税アップの時期、建設業界の景気状況や他市町の動向も見ながら検討はしていきますが、来年度からの実施の予定は今のところございません。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

住宅リフォーム助成制度が地域経済の活性化に大きな役割を果たすという点では、ご意見が一致していると思うんですけども、そういった意味では小豆島町との同時実施というのが小豆島の経済的に波及効果が大きくなると思います。町としての認識はいかがでしょうか。同時に実施した場合に経済波及効果が大きくなるというふうに思われますか、それとも、あまり関係ないというふうに考えられますか。認識をお尋ねいたします。

○議長（濱中幸三君）

樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

先ほど答弁しましたように、来年度は大型工事も島内たくさんあります。消費税アップは再来年ということを考えますと、一番政策として効果が上がるのは、消費税アップを行う再来年あたりが一番適当かなと、来年度行うよりは効果的かなと考えております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ちょっと理解できなかつたんですけど、消費税アップのときに実施するのが効果が上がるというのは、どういうことですか。

○議長（濱中幸三君）

樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

再質問についてお答えいたします。来年度は消費税が上がる前ですので、8%から10%に上がる前は、駆け込み需要が十分考えられると。消費税アップを10%になりますと、やはり住宅建設というのは一生に一度のような建物ですの

で、そのときにはなかなか、アップしたときには業界が冷え込むかなということを考えております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

来年度は駆け込み需要があるということをおっしゃいましたけれども、であるならば、来年度に実施するのが望ましいのではないのかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

駆け込み需要があるということは、業界としたら景気は悪くならないという認識でおります。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

駆け込み需要もあると思うんですけれども、実施を行うことでさらに景気を底上げしていくという意味があると思うんですけれど、どうなんでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

助成制度を設けますと、確かに住宅建設する人、リフォームする人は増えると思うんですけれど、どこの時点でやるかを考えますと、来年ではないかなと考えております。来年度は行わないということで考えております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

私はですね、この小豆島の中の経済という面で言いますと、やはり同時期に実施することが非常に望ましいというふうに思います。駆け込み需要に併せてこうした政策を実施することで仕事も増えますし、それから実際にリフォームする人もやりやすいというふうに考えるものです。これからまだ3月まで時間がございますので、ぜひ一緒に小豆島町と併せて実施をしていただきたいということを強く求めまして、この件については質問を終えたいと思います。

次の質問に入ります。2つ目は、プレミアム商品券の販売の仕方についてでございますけれども、多くの住民の方からですね、不満と怒りの声が上がってお

ります。

まずお聞きしたいのはですね、購入対象者の問題についてですけれども、町民の税金で運営している部分もあるにもかかわらず、本来町民全員が平等に購入する権利があると考えますが、町民優先にせず、町外の人でも買えるようにしたという経緯というのは、どういう経緯であるのか。

(傍聴人よりマイク音量について発言あり)

○7番(福本耕太君)

失礼いたしました。プレミアム商品券の販売の仕方について、多くの町民から、不満と怒りの声が上がっております。

そこでまずお聞きしたいんですけれども、購入対象者の問題についてお聞きしたいと思いますが、町民の税金、土庄の町民の税金を使って、今回、運営している部分もあるにもかかわらずですね、町民全員が平等に購入する権利が与えられていなかったと、町民優先にされていなかったという問題、また町外の人誰でも買えるようにしたというのは、これはどういう流れの中でこういうふうになったのかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長(濱中幸三君)

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長(宮原正行君)

福本議員の2点目のご質問にお答えいたします。

今回の土庄町プレミアム付き商品券発行事業は、国からの地方創生交付金を利用し、事業主体を土庄町商工会として実施いたしました。この事業は、どのしょうプレミアム商品券を発行することを通じ、地域の消費を喚起し、経済の好循環を創出することを目的に実施しております。また、販売方法や管理方法などについては、随時、土庄町商工会と協議し、方式を決定した経緯があります。

まず、販売方法について、なぜ、先着順にしたかにつきましては、以前、土庄町商工会がプレミアム付き商品券を販売した際、事前申し込みの方法を採ったようですが、応募者が少なく、完売までに相当の時間がかかってしまったこと、事前申し込みをしてから実際の購入までに時間が空いてしまうと申込者の気が変わってしまったという例もあり、そのあたりを教訓として今回の方法で実施いたしました。他市町での販売状況については当然把握していましたが、その多くは大型店舗での利用が可能であったなど有益な点が多かったためであると考えておりました。有効期限の問題もあり、早めの完売を目指したことは事実でございます。

次に、プレミアム商品券の管理につきましては、商品券には全て通し番号を

記載しており、購入時に番号と購入者を一致させております。

さらに、土庄町商工会を選定した理由についてですが、地域の経済の好循環を創出するために、商品券利用可能店舗については大型店舗を除くことにした以上、可能な限り地元商店街などで店舗数を多くしたいということで、土庄町商工会加盟店舗であれば、町内ほぼすべての店舗が加盟しているため消費者にとっては利用しやすい、迅速な対応ができる。また、普段よりオリーブ流通券の換金を行っているために、換金システムが整っている等の理由から店舗側も理解しやすい。その他、以前に同様のプレミアムを付加した商品券を発行した経験もあるということで土庄町商工会を選定いたしました。

他市町の方が商品券を購入できた問題があったのではないかとのご質問だっただと思いますけど、いろいろな考え方はあると思いますが、他市町の方々が土庄町の地元商店等で購買活動を行う新たな機会を創出できることは事実であります。そういう点もあったと考えております。

今回の販売方法につきましては、結果として、購入を希望する一部の住民の皆さまに広く恩恵が行き渡らなかったということに対しましては、率直に反省する部分がございます。しかし、利用可能店舗は大型店舗を除く土庄町商工会加盟店舗のみであったため、町内経済の活性化、振興には大きく寄与したのではないかと考えております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

土庄町民の全体に行き渡らなかったという点について反省の弁がありました。そこは非常に大事な点で、私の質問の趣旨にも回答になる部分だというふうに思いますけれども、一番、住民の皆さんからですね、大きな不満が出てるのは、やはり土庄町の税金を使っているいろんな運営を行っているという点から見てですね、まずは町民が優先されるべきですし、消費者の方をしっかりと平等に受けられるような形にするというのが、一番にもってこなければならぬんじゃないかと。なかなか完売がしにくいという理由で、いち早く捌けるようにという準備をされたという答弁でしたけども、町としてはそれで良いかもしれませんが、やはり住民としてはそれでは良くないということですので、やはり、そういう杜撰なところがあったという点については、今後きちんと検討していただきたいというふうに思います。

次ですね、質問したいと思うんですけども。すいません。早口ですいません。

購入の上限の問題について、お伺いしたいと思います。1人10セットまでと

いう基準を設けた目的についてはどこにあったのでしょうか。まず、そこだけお答え願えればと思います。

○議長（濱中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

10セットまでと、1人10万円にした理由と申しますか、一応、人口が1万6千人で、1セット1万円買ったとしたら、1億6千万円という発行額、販売総額になるということで、そのあたりを計算して、一番買いやすい金額、また売ししやすい金額ということで設定いたしました。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

やはり設定としては、人口、土庄町の人口の1万6千人ということを設定されていたということですので、そういう点では、前の質問の部分とやっぱり矛盾が生じていると思います。それからですね、1人10セットまでという基準を設けた点、設けていながらですね、名前を書いた用紙を提出すればですね、買えるというふうな仕組み、人数分買えるというふうな仕組みになってたと思うんですけども、実態がどうなっているかというのは、私もまだ把握をしきれてませんが、1人の方が非常にたくさんの券を買ったという話なんかも、噂も出ております。そういった噂を100%信じている訳ではございませんけれども、どういふふうに照合を行ったのかということ、1人10セットまでということをきちんと厳格にルールを守らせるために、どういふふうに照合を行ったのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

一部の方が大量に購入したという噂があるということでございましょうか。まず、世帯ごとではなく、1人につき10セット上限で購入可能としていたため、多人数世帯での一括購入で大量に購入したと誤解されたおそれがあります。また、商品券販売時には購入申込書によって、券の通し番号と購入者氏名を一致させており、そのことについて商工会で調査を行った結果、不正はないとの報告は受けております。また、補足となりますが、販売後の転売については禁止の法的強制力がないため、転売が行われた可能性も全くゼロではないと想像はできます。これも一部の人が大量に所持していたという噂が流れた原因の1つ

ではないかと考えております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

家族の世帯と照合を行ったということですが、どういう資料を使って照合を行ったのでしょうか。住民票とか、そういう土庄町の全員の名前が入っている住民票と照らし合わせて、どこどこに住んでる誰々さんていうのを合わせて間違いがないという確認を行ったということなんでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

プレミアム商品券購入時に身分証明書の指示をさせたかどうかということですかね。確認したかどうかというご質問でしょうか。

○7番（福本耕太君）

住んでる、例えば生きてる方かどうかということも含めて。

○商工観光課長（宮原正行君）

商工会からの報告によりますと、販売初日の大変混雑した状況の中において、可能な限り免許証等での提示を求め本人確認を行ったと聞いております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

本人確認を商工会が行ったんですか。土庄町の職員ではなくて。私、職員が行ったというふうにお聞きしてるんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

今回のプレミアム商品券発行事業につきましては、土庄町商工会を実施主体として実施しております。以上です。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

それは、今の質問に対する答えですかね。商工会の方が照合を行ったということで間違いのない訳ですね。

そうしたらですね、次にお伺いしたいんですけども、商工会に加盟しているお店でプレミアム商品券が使用された場合、商品券はどんな形で換金される

仕組みになってるのでしょうか。どこへ行ったら換金をできる、現金に換金できるかということです。

○議長（瀨中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

お店で販売があった後、そのお店の方が商工会へ持って行き、現金で換金ができると聞いております。

○議長（瀨中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

その際にですね、例えば、こういうケースがあったらどうかということなんですけども、商工会の方が券を先に買ってですね、商品を買わずに換金を行うということはできるのでしょうか。そうすると、もう初めに商品券買っておけば、20%プラスした現金が買うだけで入ってくるという形になるんですけど、そういうことが起こらないような仕組みっていうのは作ってたのでしょうか。質問の趣旨、伝わってますか。

○議長（瀨中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

今言われた質問は、商工会の職員がということですか。商工会加盟店舗の方がという話ですか。

○7番（福本耕太君）

すいません。中心はですね、買い物をしなくても、そのまま換金をすることができるとということです。

○議長（瀨中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

それはできません。

○7番（福本耕太君）

具体的に買い物をしたということを明らかにするためには、どういう形を取っておられますか。

○議長（瀨中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

商工会加盟店舗の店の方から商工会へ持ち込みますので、そこで確認はでき

ると思います。できます。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

そしたら、一度商店で買い物をして、買い物をしたことを確認をきちんと取った上で換金をされるという仕組みっていうのは、ちゃんとでき上がってるということですね。はい、分かりました。

そしたらですね、次にお聞きしたいんですけども、このプレミアム商品券の取り扱いについて、責任は土庄町にあると思うんですけども、商工会に認めていた権限っていうのは、どこまで権限を認めていたのかを、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（濱中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

今回のプレミアム商品券販売事業につきましては、各市町の権限で、それぞれの方法を取りなさいという国・県からの指導もありまして、土庄町の場合につきましては、正確に申しますと、委託ではなしに、商工会を発行主体とする間接補助という形で実施いたしております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ということはですね、発行数、販売日、購入方法、購入対象者、購入上限、こうしたものについては、商工会との相談は行ったけども、実質的には土庄町が全部決めて、町として責任持ってやったと。商工会に権限っていうのはないということになるんでしょうか。質問趣旨、分かりますか。分からない。もう1回言いましょうか。すみません。

発行数とかですね、先ほども質問したような内容についてはですね、商工会の方で決めるということはできないと。相談はしても、全部町の方で確定させて、責任を持ってやったということで間違いはないんでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

一番最初の答弁で申しましたとおり、商工会と順次話し合いながら、合意の下、協議いたしました。決定いたしました。以上です。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

これちょっと町長にお伺いしたいと思うんですけども、さっき宮原課長の方からですね、商品券の販売については、住民の皆さんに平等に権利が渡るような行き方ができなかったということですけども、町長のお考えと、住民の皆さんに対して今後どうしていったらいいというふうに思っておられるか、今回の問題をどう認識されているかをお伺いしたいと思います。

○議長（瀨中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の再質問にお答えします。町としては1万6千枚、1億6千万円分のプレミアム商品券を発行しました。10枚まで最高買えると、ということは1万6千人分ですが、全員が全員10枚買わないという想定もあったと思いますが、全町民には渡らないような計算になってしまっておりましたが、冒頭に課長もお話ししたとおり、12月末までの使用期間ということもありまして、できるだけこれは残っても困るなという流れもありました。ただ、一部の、一部と言いますか、ほとんどの方が買えなかったということは町として責任は感じてはおります。今後ですね、前回ありまして今回、また次どういう形であるか分かりませんが、その2回のやり方等々を考えて、今後そういうことないようにしたいと考えております。

○議長（瀨中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

大事な答弁がありました。こうした問題が起きないようにしっかりと進めていただきたいと思います。

次の3つ目の質問でございます。2015年の7月の15日、朝日新聞のアンケートでですね、三枝町長は安保法制と集団的自衛権について、持論を、ご自身のお考えを明らかにされております。4つの質問に対して、すべて賛成、支持するという態度を取られておりますので、それについて、お答えをしていただきたいと思うんですけども。4つの質問というのがですね、安保法案は憲法違反ではないと、合憲であるという考え方をまず1つ目で示しておられます。2つ目で、安保法案に賛成であるということをおっしゃっております。3つ目で、集団的自衛権を認めるべきであるという考え方を示されております。4つ目で、今国会で法案を成立すべきだという考えを、はっきりとしたですね、考えを示されております。全県でも、これだけはっきりと安倍政権の戦争法案に賛成・支持の意

見を表明している首長は、三枝町長、あなたと他の 1 人しかありません。私としてはですね、とんでもないことだという抗議の気持ちもありますが、その前に、首長として、ここまではっきりと言い切れるぐらいですから、よっぽど憲法にも精通しておられて、論戦に堪えうるだけのお考えがあるんだという印象も持ちました。これから個別にですね、質問をしていきたいと思いますので、ぜひ答弁をいただきたいと思います。

この回答はですね、1 つ目の質問ですけれども、この回答は、ご自身で発言された内容とですね、新聞の内容というのとは一致していますか。まず、そこをお聞きしたいと思います。事実ですかということをお聞きしております。

○議長（瀨中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

朝日新聞の 7 月 15 日付けの、そのとおりです。

○議長（瀨中幸三君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

では、お聞きをしますけれども、この 4 つの発言、これは、三枝邦彦さん個人の意見として出したものですか、それとも、土庄町の自治体の首長として発言したものです。答弁をお願いします。

○議長（瀨中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

実は、このアンケートについては、7 月の 6 日にですね、送ってきました。設問ごと全部、あなたご自身はどうお考えですかということですね、個人的には考えさせて、賛成等をさせていただいたところでもあります。ということですね、個人的な話でございますから、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（瀨中幸三君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

個人的な見解をと、出したというふうにお答えいただきました。結構です。個人的な発言であるならば、答弁は職員に頼らず、すべてご自身でお答えいただきたいと思います。それでは質問に入りたいと思います。

三枝町長のこの回答は、内閣総理大臣がそう言っているから、それにつき従って答えたものですか。それとも、ご自身の頭で考えて答えられたものですか。

答弁をお願いします。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど言いましたように、一応これは個人的な話なんで、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思いますが、ただ、言えるのはですね、ここ直近の南シナ海、尖閣、竹島、北方領土等々の問題が、相当、前とは全然最近変わってきたということだけ申し添えておきたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

個人的なお考えというふうにおっしゃいましたけれども、であるならばですね、朝日新聞は、土庄町の首長の、首長としてのアンケートというふうに掲載しております。これ間違いないということですね。もちろん、こんなことを個人的な意見を首長の意見だとして出された場合は、町長ご自身が朝日新聞に抗議をされてる訳ですね。どうですか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

抗議はしておりませんが、冒頭に申しましたように、質問が全部「ご自身はどうお考えですか」ということだったので、個人的な回答としてアンケートを出しました。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

それではですね、お聞きしたいと思います。1つずつについて、お聞きしたいと思いますけれども、ご自身の回答で結構です。ご自身のお考えで答えていただきたいと思います。

安保法案はですね、憲法違反ではない、合憲であるということ、まず初めに答えておられますけれども、その根拠は何ですか。憲法の条文のどこと照合すれば、集団的自衛権や安保法制が合憲になるのか説明をしてください。ちなみに、憲法審査会の3人や元法制局長官、日本弁護士会としても違憲の決議を上げております。最近では、元最高裁の判事がこぞって明確に違憲と答えております。私も日本国憲法の前文、9条1項、2項を見て、どこをどう解釈すれば、合憲になるのかというふうに思います。合憲になるというのであれば、その根

抛をですね、お示しいただきたいと。こちらに憲法もございますので、日本国憲法持ってきておりますので、条文と照らし合わせて答えていただけたらと思います。必要ならお貸しいたします。どうぞ。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

冒頭に申しましたように、個人的な話なんで、ここでの答弁は控えさせていただきますと思います。ただ、これはですね、まさに、今日、たぶん国会の方で決めております。ここは町議会の話なんで、国の方でそれは決めていただけるものだと思っております。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

個人的なご意見と言われましてもですね、町長という職を持っておられますので、町内外に対する影響力は非常に大きいものがございます。ですので、個人的な意見で発言したとおっしゃられても、それは通用しません。個人的な発言でされるのであれば、町長職を退いて発言されたら良いと思うんですけども。一般的、普通に考えて、こういった質問がある場合は、町長に問われております。ですので、他の市町村の場合は、全部、回答をしております。これだけはっきりとですね、賛成の意思を示しておられますので、個人的な見解をきちんと町民に説明していただく義務がございます。逃げては困ります。しっかりと答えてください。日本国憲法どこの条文と照らし合わせれば、安保法案と集団的自衛権が合憲になるのですか。お答えください。個人的見解で結構です。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど何度も話しますように、ここは議場でございますから、個人的な意見は控えさせていただきますと思います。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

新聞に載るのが分かってて、個人的な意見、言うてるんですよ。これ土庄町長の発言として載るのが分かってる訳ですよ。そこで答えられているんですよ。であるのであれば、きちっと答えてくださいよ。ご自身で、ここに書いてあることは事実やっておっしゃったじゃないですか。安保法案も憲法違反で

はないと、合憲だということを言いましたと言って事実をお認めになられてるんですから、この根拠は何ですかということをお伺いしてるんです。個人的であろうが、町の判断であろうが、答える義務があると思います。個人的だったら、なおさら、個人的にきちんと答えていただくとと思います。答えていただく義務があると思います。町として答えているのであれば、他の課長にも答弁、どうしてこういう流れになったんかということをお聞きしたいと思いますけれども、個人的に言うてるって言うのであれば、きちんとその根拠をお示しいたきたいと思います。どうですか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

ですから、ここは議場でございますから、個人的な意見っていうのは控えさせていただきます。議場以外ではお話しはしたいと思います。よろしく願います。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

町長としてですね、憲法というのは、どういう位置付けになってるというふうにお考えですか。そんな個人的な考え方だからと言って逃げられる話だというふうに思いますか。

私、急遽ですけども、教育長にお伺いしたいと思います。憲法の規定上、町長は公務員に規定されますけれども、憲法について、公務員はどのような態度を取らなければならないというふうに規定されてますか。突然で申し訳ありません。必要でしたら、資料もお渡しいたします。憲法 98 条。

○議長（濱中幸三君）

ちょっと待ってください。議長の発言の許可を求めてから願います。藤本教育長。

○教育長（藤本義則君）

手元に資料がありませんから、100%正確なことは答えられませんけれども、公務員は、憲法、並びに法律は尊重しなければならないというような趣旨の内容があらうかと思います。以上です。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

今、教育長がおっしゃったとおりです。憲法 99 条にはですね「天皇または撰

政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」というふうに書かれております。この憲法に対してですね、町長職にある人がですね、個人的な発言と言えども、安保法案は憲法違憲ではないということをおっしゃってるわけです。であるならば、きちんと答える義務があると思います。答えてください。憲法 99 条に照らして答えてください。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

ですから、何回も先ほどから申し上げてますように、ここは議場ですから、個人的な意見は控えさせていただきたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

発言をね、逃げるんでしたらね、初めからしないで下さい。そういうことは。新聞社に聞かれた時にね、答えんかったらええじゃないですか。他の自治体みたいに。いい加減な発言ばかりするから、こういうことになるんじゃないんですか。今、土庄町の住民がね、この安保法制に対して合憲だと思ってる人間がどれだけいるんですか。町長がそう考えてるからと言って発言して、そしたら普通は町の考え方、当局の考え方として取りますよ、誰だって。新聞社だから取り上げてるんですよ。それを個人的な見解だと言って逃げるのは卑怯です。公務員として、町長として、あるまじき行為です、これは。答えられないんだったら、こうした発言は撤回してください。どうですか。撤回されますか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

冒頭に申しましたように、アンケートが「あなたご自身はどうですか」ってことなんで、個人的な話として、新聞社の方には出しました。

○議長（濱中幸三君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

だから、何回も同じことを言いますが、ご自身が町長でしょ。発言されてるんですよ。辞められてるんですか。ご自身町長でしょ。個人的な話では済まないでしょう。どうですか。撤回するんだったら撤回してください。発言撤回するんだったら、撤回してください。撤回を求めます、むしろ。どうですか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

ここでの場での答えは控えさせていただきたいと思います。個人的なことなんで、また違う場所でお話しできる場があれば、お話ししたいと思います。

○議長（瀨中幸三君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

同じ質問ずっと繰り返すわけにもいきませんので、締めの、させていただきたいと思いますが、この憲法 99 条にも規定されてますけれども、公務員とは憲法を擁護する義務を負うとなっております。今、安保法案が国会で審議されておりますけれども、この問題というのは、この後質問しようと思ったんですけども、立憲主義の問題でもございます。立憲主義というのは、憲法を定め、その憲法が権力者を縛る。そうすることによって、民主主義を担保するという仕組みです。権力者が個人的な意見だからと言って、憲法に対して発言したことを逃げるのであれば、これは立憲主義に対する破壊になります。立憲主義に対する破壊です。あなた自身が。発言した以上は、きちんとその発言に対して責任を持つ義務が私はあると思います。早急に撤回を求めて質問を終わります。

休憩

○議長（瀨中幸三君）

暫時休憩します。

再開は 2 時 5 分の予定です。

休 憩 午後 1 時 55 分

再 開 午後 2 時 5 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

再開いたします。

○議長（濱中幸三君）

1番 岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

1番、岡野です。2点に渡って質問させていただきます。まず、1番目の質問です。土庄町における創業支援の取り組みについて質問させていただきます。人口減少に伴い、土庄町においては、企業の廃業が進み、経済センサス調べによると土庄町の商工業者数においては、平成13年1,162件から、平成24年には869件にまで減っております。商工事業者数が減ることで、経済が縮小し、税収の減少の1つの原因になっていると思われまます。

そこで、国の定める産業競争力強化法のガイドラインに沿って創業支援事業計画を申請し、認定市区町村として、創業を支援していく必要があると思われまます。Uターン、また、移住を希望する方の話では、「小豆島で創業したいが、創業支援制度について相談する場所が分からない」、また「小豆島で住みたいが、雇用の場が少ない」との声を耳にします。

創業に対する指導を受けやすくするため、また、補助金については、産業競争力強化法に基づく創業、第二創業促進補助金は、認定市区町村でなければ補助対象にはなりません。そこで、土庄町における創業支援、また商工業者に対しての支援の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

平成25年12月4日成立、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法は、「日本再興戦略」に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としている法律でございます。具体目標とし

て「国内の開業率・廃業率を米国・英国並みの10%台」を目指すものとし、地域の創業を促進する施策として市町村が民間団体等と連携し、創業支援を行っていくものと理解しております。その産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画は、町が商工会、金融機関等の創業支援事業者と連携し、相談窓口の設置、創業セミナー等の創業支援を行っていく計画で、市町が国に申請し、認定されるものでございます。

香川県内におきましては、三豊市、さぬき市が国の認定を受けており、本町におきましても、県所管課の助言をいただきながら、他市町の事例などの情報を収集するとともに、関係機関と連携してまいりてございます。

商工事業者の減少は、地域経済の縮小や大規模店舗の参入等が要因と考えられます。この問題は、人口減少・少子高齢化問題に直結しており、現役世代の若者が居住するためには、地域経済の発展が不可欠でございます。

本町におきましては、土庄町商工観光業振興条例、土庄町企業誘致条例の制定をはじめ、商工業の振興に資する施策を講じているところでございます。主な取り組みとしましては、町内に工場等の誘致施設を設置し、雇用を拡大した企業に助成を行う企業誘致助成事業、町が香川県信用保証協会等と連携し、原資を預託することにより低金利の融資を行う中小企業融資預託金事業、土庄町商工会など商工業の振興に寄与する団体に補助金を交付する商工業振興団体助成事業等を実施しております。財源は、大半が町債であり、財政面の課題はございますが、わが町の重要な施策と位置付けておりますので、引き続き事業を継続してまいりたいと考えております。

○議長（瀨中幸三君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

今、宮原課長の説明では、土庄町もいろいろなことをやっておられるということですが、ちなみにですね、他の地域をみると、いろいろな創業支援を行っております。静岡県富士市では、産業支援センターを設置し、運営を民間業者に委託し、商工会、産業振興団体などと連携し、支援制度を確立しています。その他、東京都豊島区は、銀行と連携し、官民共同で中小企業を支援するというようなことをやっておりますが、土庄町におきまして、官民連携という部分ではどのようなことをやっておられるのでしょうか。

○議長（瀨中幸三君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

商工業支援につきましては、先ほど申しましたけど、官民連携と申しまして

もいろいろありますが、例えば、広い意味ではターゲットマラソン等のときに、商工会の皆さんに手伝っていただくとか、あるいは、フレトピアフェアのときに、土庄町からも補助金を出させていただくとか、いろいろそういった面ではしておりますが、具体的に目に見えて連携して今やっているというのは、なかなか正直なところございません。以上です。

○議長（濱中幸三君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

すいません、質問の趣旨とちょっと答えの方が違うと思うんですけれども、私、創業支援もしくは産業を拡大するために、土庄町が何をやられているかということをお聞きしたんですけれども、また、それは、この後引き続き考えていただいて、やっていただくというところで、とりあえず、私の質問の産業競争力強化法の認定市区町村は、286 市区町村もう認定されております。ぜひとも、そこを活用してですね、町債ではなく、国からの補助を受けてですね、創業を支援していく、また、U ターン、経済の活性化、それから雇用の拡大につなげていけるとお思いますので、ぜひとも認定市区町村になるように申請していただきたいとお思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

ちなみにですね、なった場合ですね、商工会の方がたぶん受け皿として受けていただけたらと思いますので、そこらへんで、商工会自体も小規模事業者に対しての事業化補助金、それからものづくり補助金というところを年間 2、3 件申請しておりますので、そこらへんも、行政の方でどのようなところで商工会が活動しているかということを見ながら、一緒に協力していただきたいと思ひます。私の 1 番目の質問は終わります。

続いて、2 番目の質問に移らせていただきます。土庄町の障害者計画及び障害福祉計画では、知的障害者の数は、療育手帳所持者が平成 23 年 3 月末で 203 名で、年齢別では、18 歳以上の方が 174 名と大半を占めており、年齢が上がっております。知的障害を持つ方は、自立して生活できる方が少なく、保護者の方の高齢化などの事情で世話をする方がいなくなると、年を取ってから、住み慣れた小豆島を離れ、島外のグループホームに移らなければなりません。

現在、小豆島町には、知的障害者の夜間生活を支援するグループホームソレイユが設立されております。定員数が 6 名となっており、土庄町の方は 2 名利用されております。知的障害者福祉サービス事業ひまわりの家の利用者は 41 名おいでで、平均年齢が 36.5 歳、その中で 50 歳以上の方が 9 名を占めております。保護者からは、早く土庄町にグループホームをつくってほしいとの声が上がっていると事業者から聞かされました。世話をする方がいない障害者の生活

は、国、町、事業者がみていかなければならないと思います。そうしたことを考え、土庄町にグループホームを設立する必要があるのではないのでしょうか。土庄町の考えをお聞かせください。

○議長（濱中幸三君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

岡野議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

知的障害者対応のグループホームソレイユが、昨年 7 月小豆島町で開設されており、定員数は、グループホーム 5 名、ショートステイ 1 名で、現在は、6 名利用で満室であります。

本町といたしましても、障害者の生活の場を確保するため、第 4 期（平成 27 年度～平成 29 年度）障害福祉計画において、グループホームの整備を見込んでおります。また、小豆郡手をつなぐ育成会からもこのことについてご要望を受けており、現在、民設民営を視野に入れ、既存施設の活用、小学校等の跡地利用等検討しているところでございます。

○議長（濱中幸三君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

現在、進めておられるというところですが、民設民営となりますと、かなり厳しい状況であると思います。できれば、官設民営でお願いしたいんですけども、その点については、どう思われますでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

公設民営、民設民営の違いを申し上げますと、公設民営については国庫補助金が該当になりません。民設民営になりますと、国庫補助金が充当されますので、そちらの方の 2 点の視野を含めまして、どちらが有利だということで、事業者と話をしているところでございます。

○議長（濱中幸三君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

それでは、事業者の方と十分検討してですね、どちらが有利かというところで進めていっていただきたいと思うんですけども、第 4 期の障害福祉計画の中では、29 年度が締めだというところですけども、そのあたりで、あと 1 年半しかない部分で、実際に運営していただける事業者の選定だとか、運営場所

というのは、廃校というようなことも聞きましたけれども、実際にどのぐらいまで進んでいるのかお聞かせください。

○議長（濱中幸三君）

川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

具体的にはほとんど進行しておりません。事業者の方から取り組みについてご相談がありまして、その中でこの4月に小学校が統合されました。その中で、跡地利用の中で、自治会等の中で利用用途が決定しない土地とかも含めた上で、私どもの町有地関係、あと、もしくは民設でやるにあたりましては、理想の立地条件、既存の今ある施設の近所が1番ふさわしいとか、そういう話の協議に入ったところがございますので、今後また進捗を皆さんに報告したいと思っております。

○議長（濱中幸三君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

できる限りですね、早く進めていただきたいというところで、先ほども申しましたように、29年度末を目途にというところなので、時間がないので、早急に考えていただきたい。その理由として、現在ひまわりの家の利用者で8名の方が両親がいません。そのあたりの人たちを、親亡き後の生活をどうするかというところ、誰が面倒みるのかというところを考えてですね、グループホーム設立に向けて進めてほしいと思います。私の質問は以上です。

○議長（濱中幸三君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

9番、川本です。まず、2点の質問にお答え願いたいと思います。

まず、1点目。6月議会に引き続きまして、まず1点目、瀬戸内国際芸術祭2016につきましてお伺いしたいと思います。

6月議会でも町長の方にご質問しましたけれども、現在、本日母倉議員も質問しておりましたけれども、作品数またその他によりまして、県内他市町村との誘致合戦が水面下では進めておられると思います。そのような中、芸術祭の観光客の取り込みということは、わが町の活性化につきましても、大いに影響があるところがございますが、6月議会で質問いたしました、他の市町村に抜きん出て、まずわが町にどうやってお金を落とさせていただくか、それに特化した滞在型観光の施策、また、他市町また隣町との連携による誘致法について、まず1

点目、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の滞在型観光に向けての瀬戸芸での取り組みというご質問ですが、考え方としましては、土庄町観光指針にも書いておりますが、小豆島の伝統あるおもてなし、おせったいの心を原点にした癒しと和みの世界を推進し、グルメ観光、参加・体験型観光・テーマ型観光の3方向から豊かな島づくり、豊かなまちづくりに繋げていく必要があると考えております。来年の芸術祭に向けまして、より多くの方に島内へ宿泊していただけるように、小豆島観光協会等と連携し、芸術祭関連行事のみならず、芸術祭期間中に行われている小豆島・豊島の地域行事につきましても、メディア等を利用しまして、より積極的に情報発信することによりまして、より長く観光客が島内に滞在していただけるようにすることが重要であると考えております。

もう1点のご質問の他の市町との連携というご質問でございますが、瀬戸芸2016の大きな3つのテーマの中に、その1つが「他地域との連携」というのを掲げております。どの地域とどのような連携を模索していくか、テーマ・目的によって多少違ってまいりますが、瀬戸芸に関係する市町は当然ですが、特に同じ小豆島エリアである小豆島町とは交通体系、宿泊関係、作品鑑賞のモデルコース等の設置、観光のパフレット等の共同作成等で密接に協議していく必要があるかと思っております。

また、小豆島にある6つの港、豊島にある2つの港と航路で繋がっております四国側はもちろん、県外の玉野市、姫路市、備前市等までは、特に情報発信の面においては、何らかの形で連携・協力していきたいと考えております。

いずれにしましても、「歴史と文化・アートの町とのしょう」ということを前面に出しまして、単に作品展開が行われる地域だけにとどまらず、小豆島町とも連携し、島全体が一丸となって、小豆島、豊島の魅力をアピールする機会にしたいと考えております。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

課長の方から、「とのしょう観光協会とも連携しながら、また他市町とも連携しながら」と。町長自身も6月議会におきまして、とのしょう観光協会の方と連動しながらということもおっしゃっておられましたけれども、具体的に6月

議会以降現在まで、どのような協議がなされて、どのように進んでおるのか、また、他市町とどのような協議をなされておるのか、町長自身の方からお答え願いたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

川本議員の質問でございますが、6月議会でもお話しした通りですね、小豆島観光協会、小豆島とのしょう観光協会ともお話ししながらやっていますが、ただ、瀬戸内国際芸術祭は、県それから北川フラムさん、あとは、福武さん、三者とも当然協議しながら、今進めているところです。小豆島町、それから高松とか他の市町村もありますけども、そういった所ともですね、話は聞きながらですね、やっています。ただ、小豆島町さんの今の作品、土庄の作品等々もこれから増やすべきかなということで、前向きには一緒に考えているところでございます。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

町長の方から作品の話がございましたけれども、この芸術祭におきまして、作品数また展示場所、こういったところは大きく誘客に作用してこようかと思えます。次に、町長自身にお伺いしますけれども、前回開催時に小豆島町がビートたけしの作品で注目を浴びましたように、インパクトのあるネームバリューによって、その作品に多くの観光客が訪れた。そのような中で、次回開催において、土庄町では、あくまで噂でございますけれども、コシノジュンコ氏プロデュースの作品が土庄港に設置されるというような計画があると伺っております。この計画があるのかなのか、町長の方からご答弁願いたいと思えます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

コシノさんの話だけでいいですか。

○9番（川本貴也君）

結構です。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど冒頭に話しましたように、香川県それから北川フラムさん、それから福武さん等々と当然一緒になってやらないといけないという中で、コシノさん

と接触はしております。そんな中で、当然、川本議員もご存知のブックがありますよね、2013、次 2016 が出ます。当然このブックには載るような形でお願
いしたいということは言うておりますので、そのあたりの協議中だと思います。
それをクリアして初めて、ぐっと前へ行くと思っております。今、協議中でご
ざいます。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

先ほどのお答えですと、町長、コシノジュンコ氏側には土庄町独自で当たら
れておるということですか、実行委員会を通じてということですか。その点を
まずお伺いしたいと思います。と同時に、実行委員会、また北川フラム氏の方
に、その話を持ちかけておるのかどうか、その点。また、持ちかけられておら
れて、そのパンフレットの方に載るような形で作品展示を行う予定なのかどう
か、そのあたりについてご答弁願いたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

実行委員会の方にはお話はしております。コシノさんについては、土庄町
の方からお願いをしております。そのパンフレットにぜひ載せてほしいという話
をしてるので、ちょっと検討させてほしいということで、たぶん東京でお話
があるやに聞いてますから、もう少し時間かかると思います。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

その点をふまえて町長にお伺いします。実行委員会が「パンフレットに載せ
ることは不可能です」となった場合には、この作品誘致を断念するのか、もし
くは、この作品展示は町単独としても、必ず実施しますよという決意なのか、
その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど言いましたように、コシノさんの話は町の方から持ちかけてますから、
実行委員会の方から、たぶん予算は分かりませんが、たぶん単独町の話になろ
うと思います。ですから、まずパンフレットに載るということを最優先に今考
えておるところですから、今のところ、その返事待ちというところでごしま

す。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

パンフレットに載ることを前提ということでございますけれども、今、町長答弁で、土庄町の方からコシノ氏側の方へお願いしている訳ですよ。であるならば、例えば実行委員会の方が、「それは単独町で行ってください」ということになったとしても、わが町からお願いしているということであれば、コシノ氏側が「土庄町単独事業としても参画しますよ」という回答が得られれば、土庄町単独でも、それは実施するということがよろしいでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

一応前向きには検討していこうと思っております。とりあえず、2016年のパンフレットにはぜひ載せてほしいということでお願いはしておりますから、よろしくをお願いします。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

先ほども言いましたとおり、作品展示っていう点については、芸術祭において大きなウェイトを占めるべきところがございます。逆に、町長ご存知のとおり観光においては、何らかの目玉があればより一層波及効果が出るものでございます。ですから、町長自身から、私はこの場で「町単独でも必ずやりますよ」という力強いお言葉を聞きたかった訳ですけども、おそらく町長はやってただけのものと思い、今後もこの件に関しましては質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、病院の質問に移らせていただきたいと思います。病院の問題につきましても、6月議会一般質問で行わせていただきましたが、まず、6月議会でお伺いしました、現在土庄中央病院に入院しておられる患者さんの転院方法でございます。担当課の方から、企業団として3案あるという回答でございました。3案につきましては、中身まで聞いておりませんが、6月議会以降もう転院時期が半年に迫った中でですね、どういった転院方法、また転院時期を、そろそろ決定しておるかなと思ひますので、その点についてご答弁願ひたいと思ひます。

○議長（濱中幸三君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

新病院の開院日ですが、現在、平成 28 年 4 月 1 日を目標に準備を進めております。その際、特に留意しなくてはならないのは、患者さんの搬送であると思っております。いかに患者さんを安全に搬送できるか、いかにスムーズに開院できるかを全部門で慎重に協議しているところでございます。

移転の時期ですが、その作業中も救急の受け入れ態勢は維持しなくてはなりませんので、両病院を同時に閉めることは難しいと考えております。少しずつずらして両病院から転院・移転しなくてはなりません、その時期をできる限り短くすることが、患者さんにとっても、スタッフにとっても望ましいことと思っておりますので、より最善の策を検討しております。また、新病院の患者移送につきましては、救急車を持つ専門の業者に委託する予定でございます。

○議長（瀨中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

まだ転院時期、方法について、まだ明確には決まってないようでございますけれども、県立中央病院の患者転院の際も、県職員の方からお伺いしますと、かなり細心の注意を払って、何事もないように行ったということ聞いておりますので、なにぶん慎重にお願いしたいと思います。

診療所になりました土庄中央病院、また診療所に使用しない旧館部分、こちらについては、6 月議会におきまして町長の方から、その跡地利用については、地方創生事業に則ってということでもございましたけれども、それが、今回補正の中で入ってます、病院での野菜栽培ということでもよろしいかどうかを町長にお伺いしたいと同時に、診療所になった以降、現在の土庄中央病院が使用している駐車場、かなり大規模な駐車場になっております。このまま、駐車場のまま使用するのか、また、他の活用法があるのかどうか、この点について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（瀨中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

病院の耐震ができていない部分については、先ほど川本議員がおっしゃったとおりですが、まだ場所等については、小学校の跡地もしくは病院の跡地ということですね、決定はまだしておりません。その選択肢の 1 つとして、病院は入っております。

それから、駐車場等については、前の駐車場は、誰でしたっけ、質問で出て

たと思うんですけど、バスのターミナルみたいな状態に使っていったらという話をしております。従業員の方については、まだそこまで話はしておりません、今の段階では。以上です。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

病院での野菜の部分につきましては、また今後それに特化して、また一般質問で改めてやりたいと思いますので、今回病院の質問ですので、病院の質問に戻らせていただきます。

次に、現在わが町の土庄中央病院に勤務する看護師、こちらの方にはアンケート調査を行ったと、以前委員会か何かで聞いたと思うんですけども、その際に引き続き新病院に移っての勤務を希望するという方が八十数%という回答があったように記憶しておるんですけども、現在、看護師がそのまま新病院の方に移っていただけるその割合、また、移った場合の待遇についてご答弁願いたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

土庄中央病院事務長 奥村忠君。

○中央病院事務長（奥村忠君）

看護師へのアンケートにつきましては、これまでに2回実施をいたしております。その結果によりまして、定年退職それから一部早期退職をされる方を除いて、ほぼ全員の方が、新しい病院へ行っていただけるということで意向を示していただいております。それに基づいて、現在企業団におきまして、新しい病院での配置について細かく決めている作業中でございます。

それから、待遇につきましては、給与については現給を必ず、どちらの病院の看護師、それから看護師以外の職員、先生を除いてになりますけれども、職員の方につきましては、給料については現給を必ず保証するので、ぜひ全員来てくださいということでご案内をしている最中でございます。以上です。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

中央病院の看護師の方、非常に少ない人材の中で一生懸命頑張っておられます。今のお話ですと、2町の看護師が1つの病院に集まる訳ですけども、新病院の規模から申して、2町からの看護師が集まった場合に、例えばすべての希望者に雇用が確保できるのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（濱中幸三君）

奥村忠君。

○中央病院事務長（奥村忠君）

まず、看護師それから他の職種につきましても、2つの病院を合わせて「行く」と参加を表明していただいている方で、若干の不足がありまして、現在企業団の方で、新規の職員採用の募集中でございます。以上です。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

今の答弁ですと、現在勤務していただいている看護師の方の雇用は必ずということに理解しておりますが、引き続き、病院に勤める臨時職員の方、この方たちの雇用、また今後の処遇・待遇についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

現在勤務しておられます非正規職員につきましては、当初の方針どおり、希望する職員は、全員雇用するというところで進めております。非正規職員の不安は、正規職員以上に大きいと認識しておりまして、現在、勤務条件を提示する準備を進めているところであり、ぜひ来ていただきたいという、改めてお願いしていきたいと思っておりますので、病院の方でよろしくお伺いしたいと思っております。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

先ほどの答弁で安心したんですけれども、ぜひ医師はもちろん看護師、臨時職員の方々の雇用も守っていただけるように、併せて町長の方にもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、医師確保についてお伺いしたいと思います。先だつての島民会議でも質問で出ておりましたけれども、今現在、この医師確保、町民からも大きく注目を浴びておる新病院でございますけれども、何より危惧するべきところが医師数でございます。6月議会でもお伺いしましたが、6月議会の際には、確約が取れているのは3名であると。その後、今現在までに、どの程度目処が立ったのか。常勤・非常勤合わせて、今現在で確保数が何名になっているのか、また開院までに最低何名は必要なのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

私どもの方で、具体的にドクターの人事等については、お答えできません。それで、現在企業長の方がおっしゃられていることだけを申し上げますので、ご了解ください。新病院の基本方針を立てた頃には、医師 35 名体制ということで計画しておりました。以後、医師確保に努めているところでございますが、基本計画作成時の平成 24 年度には、両病院の医師が 28 名ということで在籍しておりましたが、今年の 9 月には 21 名というような形で、よって、病院開院するまでに 7 名の方が減少しておる状況でございます。

このような中、佐藤先生がおっしゃいますには、両町長さんにも協力いただきながら、医師の確保に依然取り組んでおられるということで聞いております。現在の確定ですけれど、前回の 6 月議会と同様に寄附講座の内科医 3 名の方と開院時には小児科のドクターが 1 名増員していただけるということだけを、私の方からお話しできる範囲でございます。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

今の課長の答弁で、佐藤企業長の方は、両町長とも協力しながら医師確保に向けて頑張っておられると。三枝町長は、具体的に 6 月議会以降、医師確保に向けてどのような取り組みをなされたか、どういった動きをされたのか、ご説明したいと思えます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

質問でございますが、地元出身者のドクターに、今 2 名当たっております。6 月以降ですね。それから、岡大の方には、第 2 内科の方に行ってお願いはしております。ただ、リップサービスか分かりませんが、いい話はいただいておりますが、いつに何人とかいう話は聞いておりませんから、10 月にももう 1 度行こうと思っておりますし、月に 1 回程度行きながらですね、できるだけ詳しい情報も聞きたいなと思っております。こちらの動きとしては、そういうことですね。先ほど話にありました、佐藤企業長を中心にですから、佐藤企業長とも当然相談しながら、学閥とかいろんな状況がありますから、佐藤企業長が「ここはいいですよ」と言うところも、言っていたら、そこは行くようにしています。以上です。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

医師確保に向けて、そのように町長に取り組んでいただけるということで、当然開院までに医師の確保数が必須かと思えます。先日、土庄中央病院にも行きました。どうしてもやはり先生の数が少ないので、やはり病室等を回りましても、病室の空き部屋がかなり目立ってきておるような状況でございます。

当然ながら、医師の確保が叶わないとなれば、病院の運営悪化に即座に繋がってくることは明白でございます。まだ、医師の確保数が不明確でありながらも、来年度開院しましたら、おそらく町の方から病院への持ち出しということが当然懸念され、予算の圧迫化に繋がることは明白でございます。仮に、医師数が揃い、病院が健全な運営がなされたとしても、病院から土庄町に戻ることはなく、病院が赤字を出せば土庄町から持っていくことはある。すなわち、病院の健全な運営が町の健全な運営に繋がると言っても過言ではございません。こういった中、かなりの来年度以降、病院への町財政からの繰り出しが予想されますが、そういった部分も含めて、そのあたりの来年度以降の見解を町長にお伺いしたいと思えます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

病院の運営等については、この間話したとおり、佐藤企業長が当然経営者になります。ただ、先ほどおっしゃられた赤字等については、両町が出さないといけないという状況の中です。バスの料金の見直し、それから、あとはですね、とにかく島内、土庄町もそうですけど、小豆島町も町民がとにかく使ってもらわないと困るという話をしています。健康診断等々も踏まえて、職員、それから議員の皆さんは分かりませんが、まずやっぱりその病院を使っただけということが大前提にしながら、高松へ行っている方、だいたい今全体の50%を超えていると聞いておりますから、その高松へ行っている50%の方の2割でも3割でも島へ帰って来ていただけるような話をちょっとしたいなど。

それをしながら、当然医師確保も同時進行しながら、難しいんですけど、同時進行しながら、極力佐藤先生とも歩調をとりながら、また塩田町長とも歩調をとりながら考えていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

少々、質問の趣旨とは違うんですけども、今町長がおっしゃられたように、

極力島民が使って、島民で守って、当然ながら島民はそういう意識は持っていると思います。しかし、医師のいない病院に島民は行きません。ですから、やはり、島民に来てもらえる病院にするべきことが、まず大前提ではないかと思います。と同時に、私の質問に帰らせていただきますと、当然ながら病院への持ち出しが必要になってくる。また、先ほど町長自身からも出ました、バスの料金改正、これについても、小豆島オーリーブバスに対し、両町が負担すべきものだと聞いておりますが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それは、公共交通の話の会がありますから、そちらの方でまだ話の途中です。料金も 500 円がいいのか、300 円がいいのか、新聞には 300 円程度と載っておりましたが、結論はまだ出ておりません。利用しやすい交通機関、オーリーブバスにしようというのは一致した意見でございます。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

いずれにしても、病院への持ち出しがあつて、予算の圧迫はかなり想像がつくような中で、町長自身は来年度以降、この際ですから、医師数も分かりませんし、全く白紙かと思えます。町長自身として、来年度、町から病院への持ち出し、概算で結構です、どれくらいだと想像されておりますか。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

医師が決まって、ある程度道筋が見えないと難しいと思いますので、いくらということは難しいかと。ただ、開院の前に、当初出た話は赤字が 7 億程度という話は聞いておりました。それ以内には抑えるべくやらんといかんという気持ちはあります。以上です。

○議長（濱中幸三君）

川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

当然、それだけの予算、今、町長からも 7 億という言葉が出ましたけれども、けっして小さな金額じゃなく、大きな金額、今 7 億と仮定しましても、わが町にとりましては、7 億の財源がどこにあるんだという話ですけれども、そういった中で、まだまだそれ以外でも多数大きな事業また予算を使うべきものが多数

あろうかと思えます。来年度につきましては、そういったことも踏まえて、適切な予算執行を町長の方にお願ひしまして、質問を終わりたいと思ひます。以上です。

○議長（濱中幸三君）

これにて、一般質問を終了いたします。

閉会

○議長（濱中幸三君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成 27 年 9 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でした。

閉 会 午後 2 時 50 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (濱 中 幸 三)

同 議員 (川 本 貴 也)

同 議員 (井 上 正 清)